

第九十六回国 参議院大蔵委員会 會議録 第二号

(三〇)

昭和五十七年二月十六日(火曜日)
午前九時四十四分開会

委員の異動

十二月二十三日

辞任

山中 郁子君

補欠選任
近藤 忠孝君

一月二十二日

辞任

福間 知之君

補欠選任
赤桐 操君

大木 正吾君

丸谷 金保君

二月九日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任
小笠原貞子君

二月十日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任
近藤 忠孝君

二月十六日

辞任

大河原太一郎君

補欠選任
福田 宏一君

初村滝一郎君

関口 恵造君

多田 省吾君

中野 鉄造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岩動 道行君

梶木 又三君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

関口 恵造君

河本嘉久蔵君

衛藤征士郎君

中村 太郎君

藤井 裕久君

塩出 啓典君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

農林水産省経済

局統計情報部作

物統計課長

藤井 薫君

伊藤 保君

吉田 哲朗君

佐野 宏哉君

矢澤富太郎君

増岡 康治君

渡辺美智雄君

粕谷 茂君

農林水産省農蚕
園芸局農蚕企画
室長

近長 武治君

本日(火曜日)に付した案件

○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○農業共済再保険特別会計における農作物共済

煙作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計から繰入

○昭和三十六年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案(衆議院提出)

○派遣委員の報告に関する件

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員

会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十二日、福間知之君及び大木正吾君

が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君及び

丸谷金保君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 租税及び金融等に関する

調査を議題とし、財政及び金融等の基本施策に

ついて渡辺大蔵大臣から所信の聴取をいたしま

す。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今後における財政金

融政策につきましては、先般の財政演説において

申し述べたところであり、本委員会において

重ねて所信の一端を申し上げます。委員各位の御理

解と御協力を願います。次第であります。

現在、欧米先進国の多くは、依然として二けた

のインフレとそれに近い大量の失業に苦しむ等経

済面できわめて困難な事態に直面しております。

特に、失業の増大は治安の悪化を招き、国民生活

を不安に陥れています。

一方、わが国の経済は、良好な実績を示してお

ります。

すなわち、物価上昇率は四%程度と先進諸国の

中で最も鎮静化し、失業率も二%台と最低となっ

ております。

景気については、内需の回復の足取りは緩慢で

ありますが、今後は、次第に改善し、明るさが増

してくるものと期待されます。

国際収支については、経常収支は昨年四月以降

黒字傾向にあります。これを背景として、欧米諸

国から貿易不均衡の是正を求める声も高まってい

ております。

このような内外経済情勢のもとにおいて、私

は、特に次の点を基本的課題として今後の財政金

融政策の運営に当たってまいりたいと考えており

ます。

まず第一は、引き続き物価の安定を基本とし、

国内民間需要を中心とした景気の着実な回復を促

進することであり、

物価の安定は、国民生活安定の基本であり、今

後とも、財政金融政策を通じ、物価の安定に努力

してまいりたいと存じます。

景気については、その着実な回復を図るとの見

地から、昭和五十七年度予算においては、厳しい

財政事情のもとではあります。住宅建設の促進

を図るため、住宅金融公庫の融資枠の拡大、税制

上の措置等の施策を講じております。公共投資に

つきまして、財源の効率的配分、地方単独事業

の拡充、民間資金の活用等により事業量の確保に

努めております。

また、金融政策においては、一昨年八月以降一

連の金融緩和措置を講じてまいりました。昨年十

二月には、第四次の公定歩合引き下げ措置がとら

れ、これを受けて預貯金利を含む金利水準全般

の引き下げを図ったところであります。

今後の金融政策の運営に当たりましては、物価、景気、海外経済情勢等経済の動向を総合的に判断して、引き続き適切かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

第二は、調和ある対外経済関係を促進し、世界経済の発展に貢献していくことであります。

世界経済の活力の源泉は、自由貿易にあり、わが国としても積極的にこれを推進することにより、世界経済の調和ある発展に貢献していかねばなりません。

かかる観点から、政府は、先般、対外経済対策を決定したところでありますが、特に関税につきましては、わが国市場の開放に資するとの見地からいち早く対応し、その引き下げを図ることを決定いたしました。すなわち、東京ラウンドの合意にのっとり関税の段階的引き下げ措置を来年度に予定した分に加え、さらに、一律に例外なく二年分繰り上げて実施する等の前向きな改正措置を講ずることとしたしております。

また、原油代金の産油国への偏在が、世界経済をゆがめていることにかんがみ、世界貿易を円滑ならしめるため、オイルマネーの還流について、わが国は引き続き積極的にその役割りを果たしていくことが必要であります。

さらに、開発途上国の経済発展のための自助努力を支援することは、これらの国々の国民福祉の向上と民生の安定に寄与するのみならず、世界経済全体の均衡のとれた成長と安定を確保するためにも重要であります。このような観点から、経済協力については、着実に拡充を図ることとし、あわせて、その効率的実施に十分配慮し、政府開発援助の中期目標の達成に引き続き努めることといたします。

世界経済の円滑な発展のためには、国際通貨の安定は欠くことのできないものであります。円相場は、わが国経済の良好な基礎的諸条件を反映して、基調としては、円高方向に動くことが期待されております。今後、関係諸国とも密接な連絡を保ちつつ、円相場の安定に努めていきたいと考え

ております。

次に、最も緊急かつ最大の課題であります財政再建について申し上げます。

わが国の公債発行残高は、昭和五十六年度末で八十三兆円、五十七年度末で九十三兆円程度の巨額に上り、その利払い等に要する経費も五十七年度予算においては、一般会計歳出の一六〇程度を占めるに至りました。これは公共事業関係費をも上回り、防衛関係費の三倍程度にも相当いたします。

将来を展望いたしますと、わが国が世界有数の長寿国となったため、年金や医療の経費は、ますます増加が見込まれる一方、天災や、エネルギー問題等今後の経済情勢の変化にも財政は対応していかなねばなりません。しかし、遺憾ながら現状のままだでは、財政にはこのような課題を解決するために新たな施策を講ずる余力はありません。

また、公債発行残高の累増は、金利水準の引き下げの阻害要因になる等、金融政策の円滑な運営に大きな影響を及ぼすに至っております。さらに、大量の公債発行を続けることは、民間資金を圧迫し、経済にインフレ要因をもたらすことにもなりかねません。ことに、インフレは現に世界にその例を見るがごとく、景気の後退させ、失業の増大を招き、国民生活の安定そのものを損なうものであります。

したがって、できるだけ早く公債依存の体質から脱却する必要があります。

政府は、このような考え方に基き、鋭意、公債発行の減額に努力してところであります。昭和五十七年度予算に関しては、何よりも行財政の徹底した合理化、効率化によって財政再建を進めるべきであるとの世論が十分に高まっていることにかんがみ、行財政改革による歳出削減を中心として、予算編成を行うこととし、公債発行額を前年度当初予算より一兆八千三百億円減額いたしました。

財政再建の道は、険しく、また困難なものであります。すでに財政再建に向かって軌道の上を

上を著実に歩んでおります。私は、昭和五十九年度特例公債脱却を目指し、引き続き財政の再建に全力を傾注する決意であります。

大蔵委員会各位の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

昭和五十七年度予算につきましては、ただいま申し述べました考え方に立ち、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制したところであり、特に、国債費及び地方交付税交付金以外の一般歳出を極力圧縮いたしました。

また、補助金等については、昨年八月に決定された「行財政改革に関する当面の基本方針」に定めるところにより、整理合理化を行いました。さらに、国家公務員の定員については、新たに策定された第六次定員削減計画に基づいて、削減を着実に実施する一方、増員は、極力抑制いたしました。この結果、行政機関等職員については、一千四百三十四人に上る大幅な縮減を図ったのであります。

これらの結果、一般会計予算の規模は、前年度当初予算に比べて六・二％増の四十九兆六千八百八億円となつております。また、このうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対し一・八％増の三十二兆六千二百億円であります。一般会計予算及び一般歳出の伸び率が、このように低い水準にとどまったのは、それぞれ昭和三十一年度及び昭和三十年度以来実に二十数年ぶりのことであります。

歳入面におきましては、経済情勢の変化等により、昭和五十七年度の自然増収が、ゼロシーリング決定の際参考とした「財政の中期展望」における自然増収より約七千億円不足することが見込まれましたので、経済の実態に即し、この不足分を補うための措置を講じました。

まず、税外収入において極力増収を図ることとしました。

次に、なお残る不足分を税制面の見直しにより措置することといたしました。すなわち、税負担の公平確保の重要性等に顧み、租税特別措置につ

いては、期限の到来するものを中心に整理合理化を図るとともに、交際費課税を強化することとしております。また、法人税については、貸し倒れ引当金の法定繰入率の引き下げ及び延納制度における延納割合の縮減等を図ることとしております。

なお、税の執行につきましては、国民の信頼と協力を得て、今後とも一層適正・公平な税務行政を実現するよう努力してまいれる所存であります。

公債につきましては、さきに申し述べましたように、その発行予定額を前年度当初予算より一兆八千三百億円減額し、十兆四千四百億円といたしました。この減額の内訳は、特例公債一兆五千六百十億円、建設公債二千六百九十億円となつております。これにより、特例公債の発行予定額は三兆九千二百四十億円となり、建設公債の発行予定額は六兆五千六百十億円となります。

財政投融資計画につきましては、厳しい原資事情に顧み、民間資金の活用を努めるとともに、対象機関の事業内容、融資対象等を見直すことにより、規模の抑制を図り、政策的な必要性に即した重点的、効率的な資金配分となるよう努めたところであります。

この結果、昭和五十七年度の財政投融資計画の規模は、二十兆二千八百八十八億円となり、前年度当初計画に比べて四・一％の増加となつております。

以上、財政金融政策に関する私の所信の一端を申し述べました。

本国会に提出し御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和五十六年度補正予算に関連するもの一件、昭和五十七年度予算に関連するもの七件、合計八件であります。このうち七件につきましては、本委員会において御審議をお願いすることになると存じます。それその他の内容につきましては、逐次、御説明することとなりますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第でございます。

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまの大臣の所信

に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び昭和五十六年度の水利利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を便宜一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十六年度におきましては、東北、北海道地方を中心として低温、暴風雨等による水稻、パレイシヨ、リンゴ等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、これらの勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みであります。この法律案は、これらの勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、農業共済再保険特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百七十万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を繰り入れ、それぞれ繰り入れることができることとしております。

なお、これらの一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定または果樹勘定におきまして、決算上の剰余が生じ、この剰余から再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余がある場合には、それぞれこれらの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、衆議院大蔵委員長代理相谷茂君。

○衆議院議員(相谷茂君) ただいま議題となりました昭和五十六年度の水利利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、二月十日、衆議院大蔵委員会におきまして全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和五十六年度におきまして米の生産抑制の徹底と水利利用の再編成を図るため稲作の転換を行う者等に対し、奨励補助金を交付することとしており、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

なお、本案による国税の減税額は、昭和五十六年度において約十二億円と見積もられるものでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

ついで御報告いたします。

ただいま大河原太一郎君及び初村滝一郎君が委員を辞任され、その補欠として福田宏一君及び関口恵造君が委員に選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) それでは、これより両案の質疑に入ります。

質疑のある方は逐次御発言願います。

○鈴木和美君 まず最初に、私は農業共済の一般会計からの繰り入れ問題について、基本的な問題についてお伺いしたいと思います。

私は、先般の行革委員会、日本の農業の現状に對して農業は国の基本政策でなければならぬ。つまり、食糧は国民生活の中で最も中心的な課題でありますし、ましてや今日、農業基本法施行後根本的な政策実施の誤りによって構造問題が高度成長のありで土地の高騰を呼び、農業人口は工業人口に移動し年々減少の傾向にあります。

食糧の国内自給率は低下するばかりであります。食糧の国内自給率が低下するという現状を見たときに、二十一世紀を展望し、いまや食糧は総合安全保障に組み入れて抜本的な対策をとることの必要性を感ずるというところを私は述べまして、総理や農水大臣と意見の一致を見たところであります。

もちろん具体的な政策の面では若干の相違はありますが、問題は農業経営について、食糧制度も含めて経済合理性だけから追求して単純な赤字論争にだけ終わってはならないことを述べました。むしろ基盤整備拡充のために農業経営は国の必要経費と見ることが妥当であることを述べてまいりました。

いたずらな農業過保護論にくみしてはならないことを述べ、そのためにこそ先般の国会で全党挙げて食糧自給力の向上決議が行われたことを確認しました。

さてそこで、そのような観点から農業共済制度を見ると、それなりに評価すべきところはありますが、根本的な思想は国が農業の不慮の事態に對して救済するというよりも農民自身で相互に助け合うという、つまり自衛手段を強調している

ように思えてなりません。そういう観点から、農業共済制度の目的と運用の概要について基本的な考え方をこの際伺っておきたいと思ひます。

同時に、農水省にそれは何うのでありますが、二番目の問題は、この農業共済について財政当局からの見解を、この際基本的な問題をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐野宏哉君) 農業共済制度の基本的な考え方についてはお尋ねでございますが、法律の第一条にもございますように、国の災害対策の重要な一環といたしまして、農業者が不慮の事故によって受けることのある経済上の損失を、保険の仕組みを採用して合理的に補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するということを目的としておりまして、この見地から国は必要範囲内で掛金、事務費の国庫負担を行っております。

保険の仕組みを採用して気象災害を対象とする制度でございます以上、その収支を短期的に均衡させるということとは必ずしも一致いたしません。が、長期的には掛金の国庫負担も含めて安定的に推移させていくというたてまえになつておるものでございます。

○鈴木和美君 私は、農業共済制度というものはそれなりに効果を上げていますし、それはそれなりに評価ができると思つておるんです。ただ基本的な考え方として、先ほど申し上げましたように、農家の人たちが相互に助け合うということだけが強調されちゃつて、むしろ農業に對して国がめんどろを見てやるというような基本的な態度がどうもないかと思ひます。

その点から尋ねますと、たとえば、国が掛金に對しては幾らかの補助というか、見ていますね。その率も七割でしようか、いま。もう少しそれを率を上げて、農民の掛金に對する補助をもつて高くしたらいいんじゃないかというように私は思うんですが、そういう点から見ると、国の基本政策としてむしろ農業保護という立場に立つべきじゃないかと思ひますが、その点はどうなふうにお

考えですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 現在掛金の国庫負担割合を数字についてちよつと申し上げますと、農作物共済で六〇・一%、蚕繭で五五・七%、果樹共済で五〇%、畑作物共済で六〇%というような負担をいたしております。

それで、このような高い国庫負担割合になつておりますのは、ただいま先生御指摘のように、農業に対する災害補償として国が応分の負担をすべきものであるという考え方によつて負担をしておるわけでございますが、ことに最近におきましては、五十四年度から本格実施に移されました畑作物共済に対して六割の負担にする、あるいは畜産関係の家畜共済につきまして近年何回にもわたつて国庫負担割合の引き上げを行つてまいつておりました、そういう意味ではそれぞれの時点における農政上の重要性に応じてアクセントを置きながら国庫負担割合の向上に努めてまいつたわけでございます。

しかしながら、そういう努力を積み重ねて現在、先ほど申しましたようにすでに相当高い国庫負担割合に到達いたしておりますので、現下の財政事情にもかんがみ、これ以上さらに国庫負担割合を引き上げるといふことは残念ながら至難のわざではあるまいかというふうに考えております。

○鈴木和美君 いまのお話はいろんな御説明がありました。要は、現状の財政事情の観点から見て現在の掛金に対する国庫補助がもう限界である、こういうお答えであると伺つてよろしうございますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 財政事情は確かに一つの事情でございます。それからもう一つは、それ従来国庫負担割合を引き上げてまいりましたのも、それぞれの時点における農政上の考慮を踏まえて引き上げてきたわけでございまして、現下の財政事情との兼ね合いで農政上の見地から見て、財政上の相当の負担を覚悟してまで国庫負担割合の引き上げをしなければならぬ必然性が、現状においてあるというふうには考えられないと

いう点もございします。

○鈴木和美君 財政事情の方は、それなりにまた財政が豊かになったときにどうするかということ、これは後日に譲りたいと思つております。

よくわからないのは、農政上の観点からも現行の掛金率の国庫補助はこれで適當であるという御説明ですね。もう少し説明していただけないか。農政上の観点、現実はどういう意味なのか、よくわかりません。

○政府委員(佐野宏哉君) 現在臨時行政調査会等いろいろな御議論を賜つておるわけでございしますが、そういう中で、農政上の金の使ひ方の優先劣後の関係が現在厳しく吟味されざるを得ない事態になつておるわけであります。

それで、先ほど申し上げましたように、現在の掛金の国庫負担割合は畑作物共済とか、繭、麦とか、もう高いものはすでに相当高くなつておるわけでございまして、農政上の見地から見ても、これ以上さらに国庫負担割合を引き上げるといふことを主張すべき必然性というものは、先ほど申し上げましたような農政としての財政支出の優先度から見て、そういう高い優先性を主張し得るものであるというふうには考えにくいというふうに思つております。

○鈴木和美君 農水省がかわかりませんが、出どころは、私、先般説明をしていただいた中に、この国庫負担のことにつきまして政府の説明では、農業災害補償制度の特色として五つ挙げているわけですね。一つは、農作物及び繭、家畜共済は事業の実施が強制されていること、二つは、一定規模以上の農家の加入が強制されていること、三つ目は、農家の支払う共済掛金のうち多くの部分を国が負担していること、四つ目は、事務費の大半を国が負担していること、五つ目は、災害対策として農作物、繭、家畜、果樹、畑作物、園芸共済について再保険を行つてゐることが五つの特色であると、こう述べているわけですね。私はこれを見たときに、先ほど述べたように、

共済制度ですから、ある意味では保険も伴つて農家自身がお互いに相互扶助をやつていく、基本的な精神はそういうところにあることはよくわかるんです。しかし、災害補償ですから、大変な、米やその他麦、繭にしても災害をこうむつたときに、これはむしろ食糧安保というふうな立場から、もつと国が助成とかめんどう見るというふうなことがあつてもいいんじゃないかと思つてゐます。ここで五つの特色を述べている中でも、三番目に農家の支払う共済掛金について多くの部分国が負担しているというけれども、本当に多くの部分というように規定していいんだろつかというところで、私は答弁要りませんけれども、これからのそういう面では掛金を上げるようなこともぜひ再検討してもらいたいというふうに思つてゐます。

さてその次は、この掛金に対して率をはじいたり、それから収支の均衡を見るのに二十年という期間が設定されてますね。これは何で二十年になつてゐるんですか、お教えいただきたいと思つてゐます。

○政府委員(佐野宏哉君) 農作物は年によりまして、農作物の被害が年によつてきつて激しい変動を示すものでございまして、単年度で収支を償ふといふことは、まずこれはあり得ないわけでございまして、したがって、農作物の保険設計におきましては、なるべく大きな変化のない掛金率を設定をして、ある期間内に全体として収支の均衡を図るといふ、そういう考え方をとらざるを得ないわけでございまして。

それで、安定的な料率を算定するという観点から見ますと、できる限り期間は長い方がよろしいわけでございますが、一方あんまり長い期間を設定し過ぎるといふことは、その間における環境条件の変化、耕種技術の進歩等のために被害態様の異なるものまで算定の基礎に入つてしまふという事態になりまして、これもまた不都合である、そういうことで年次別の被害率の変動状況と大災害の発生周期等を考慮して期間を二十年ということにいたしましたおるわけでございまして。

○鈴木和美君 つまり、気象とか農作物の何というんでしようか、凶、不凶というか、そういうものが主体になつて二十年間というように設定されていると理解していいんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) はい。

○鈴木和美君 わかりました。

それから、もう一つ私は疑問に思ふのは、掛金の改正については三年ごとに行われてゐますね。で、最近では去年、ことし冷害、災害等があつて法律がここに出るようになり、非常に不足額が生じておるわけですね。そういう面から見ると、農家にもつと掛金を高くして収支均衡を図るといふ意味で聞くんじやないんですけれども、その三年で見直すといふことは特別また理由があるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) これは理論的に申ししますれば、二十年間の期間一年たつごとに新しい一年を加えて、最も古い一年を削つて、直近の二十年ごとで毎年改定をするというやり方もあるわけでございましてけれども、ただ、そういうやり方をやりますと、そのために料率算定の実務を担ういたしました共済団体の事務量も激増いたしまして、そういう面から事業運営に支障を来すという心配もございまして、また新たに追加される年次の特定一年ごとに足していまして、その一年ごとの被害率の高低によりまして料率が毎年毎年変わるといふことも、保険者、被保険者双方にとつて一般的に好ましいことではないというふうに思ひまして三年というタームにいたしましたおるわけでございまして。

○鈴木和美君 事務の繁雑という面ではわかります。そんなら五年ではだめなんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) まあ、これはどつちかと申しますと便宜論でございますから、絶対に何年ではいけないかといふことについてそれほど断定的な根拠があるわけではございませんが、従来三年でやつてまいりまして、私もどつちかとしては特段の不都合は感じておりませんので、まあよくよくのことがなければ従来どおり三年でやつていきたいというふうに思つておるわけでござい

ます。
○鈴木和美君 いままでの経験や長い歴史の中で三年で支障がないというようにお考えであると、そう承っているんですね。

さて、いまの答弁の中で、事務量が仮に一年ごとに見直すという大変な難題になって、量もふえるというお話があったんですが、現在のこの三年見直しの中の事務量というもののついては農水省は、非常に激増しているのが適当であるのか、その判断をどういうふうにお持ちでしょうか。

私は、農業共済制度を支えているというのは、共済連絡員とか損害評価員とか、損害評価委員会とかそれから役員とか、そういう人たちが農業共済の普及に対して大変な努力をしていると思うんですね。で、いろんな話を聞くと最近非常に事務量が多いというんですね。後ほど果樹共済についてもちょっとお尋ねしますが、そういう果樹共済に対する普及であるとか新しい事業に対しての、つまり浸透させる大変な努力が行われているわけですね。事務量がそういう意味では増大しているという私は見えてくるんですが、ところが、御案内のように、法律十四条に言う事務費国庫負担をゼロシーリングで抑えちゃって、臨調ではむしろ事務経費を削減しろみたいな話があるわけですね。

そうしますと、先ほど申し上げましたこれから共済制度の重要性にかんがみて普及徹底をしなければならぬ、その努力を担担している共済連絡員や損害評価員や損害評価委員会や役員の人たちの意欲というものがなくなってしまうと思うんですね。そういうことに対しては農水省としてどのような対応をこれからしようとしているのか。私はむしろ事務経費が非常に膨大になっているからといって国庫負担をやすべきじゃないかという見解を持っているんですが、どういう現状に見ているのか、またその対策をどうしようとしているのかをお聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(佐野宏哉君) 共済団体の事務量につきましては、ただいま先生御指摘のように、最近

二年ほどはこういう法律案を御審議を賜っておるということ自体に示されておりますように、大規模の災害が続きました。それから、御指摘のように、先年の果樹共済の制度改正などもございまして、それから、そういう意味で事務量についてかなりの負担をかけておるということ、私どもも認識をいたしておるところでございます。

もちろんそういうことにつきましては電算機の導入とか、そういう形で事務の合理化によってできるだけ対応してもらいたいというふうな思っておりますが、同時に、まあ私どもとしては事務費の国庫負担額について、要するものは要するというところで、ゼロシーリングのもとでも適切な事務費の国庫負担には心がけておるつもりでございます。

それで、今国会で御審議をいただいております五十六年度の補正予算におきましても、五十六年四月一日にさかのぼりまして、国家公務員に準じた給与改善を実施するよう所要の経費を計上いたしております。五十七年度の予算におきましてもこれまた国家公務員と同様に給与改善経費を計上しております。また、五十七年度予算案におきましては農林年金の掛金の負担につきまして、従来千分の四十九でございしましたものを千分の五十四・五に引き上げる、あるいはまた先生が言及なさいました共済連絡員、損害評価員等の手当につきましてもそれぞれ増額をして予算案に計上いたしておりますが、私どもとしてはゼロシーリングの中で大変窮屈ではございしましたが、それぞれば必要な手当ては講じておるというつもりでございます。

○鈴木和美君 議事録の入った答弁ですから恐らくそう答えなければならぬでしょう。しかし、私はそう思いません。数字を挙げて述べる時間がございませぬけれども、現状の農業共済の重要性、また国の国庫負担率を上げなければならぬ、上げてほしいという私の希望はありますけれども、財政事情等の関係でなかなか上げられないというふうな中であればあるほど、この共済の重要性にかんがみて、私はその担当役員がフルに活躍でき

るような、そういう事務費の、つまり経費というものを潤沢に入れるようにさらに私は努力してほしいと思うんです。一々は数字は挙げません、要望しておきます。

それから次に、この特別会計法の第八条に借入金制度がありますね。それから、一般会計から繰り入れるという二つの制度があるんですが、この第八条を適用した借入金制度というものを適用した事実はあるんですか。

○政府委員(佐野宏哉君) ございます。

○鈴木和美君 私の調べでは、適用したのは回数が少なく金額が非常に少ないときですね、金額がね。それで金額が多いときにはどうしても一般会計から繰り入れるというこの措置をとっているように思っています。私は論旨として一貫して、国がもう少し助成をとるべきでないか、とるべきであるという見解なものですから、むしろ借入金制度なんというものをなくしちゃって、すべて一般会計から繰り入れるというふうな制度にはできないものなんですか、これは。不都合がございしますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は、いま先生二つの制度があるというふうにおっしゃいましたが、実は今回御審議を賜っておりますような一般会計からの繰り入れというのは制度として存在するものではございせんので、したがって、その都度個別に法律案を提出して御審議を賜るということになっておるわけでございます。現在制度として存在するというのは借入金の制度と、それからもう一つは、再保険特別会計の中で支払い基金の勘定から農業勘定なりそれらの勘定に繰り入れるという形で余裕をつくっておくという、その仕組みがあるわけでございます。

それで、私も申し上げましては、今回のような大規模な災害でございしますので、そういう意味では償還がいつにならばどこまで返せるというところがきちんとどが立ちがたいということ、償還までの利子負担がかさむということがございまして、今回このような法律案の御審議を賜ってお

るわけでございますが、元来制度といたしましては、この共済制度は再保険特別会計までも含めた全体の仕組みといたしましては長期的に収支の均衡が、もちろん農業者の負担だけではなくて掛金の国庫負担も含めてでございますが、全体として長期的には収支の均衡が立つべきものであるという、そういう理念の上に立っておる制度でございますから、そういう制度が経過的にござい金額の不足が生じたときに、借入れという手段でその金繰りを一時補充する道を放棄してしまうということ、制度の根本に照らしていかげなものであろうかというふうに存じております。

○鈴木和美君 たまたま会計制度の問題に触れましたから、大蔵省にちょっとお尋ねしますが、私が当選して去年大蔵委員会に出た、ちょうど同じような議論を去年うちの種山委員からしたように思っています。五十五年だったと思えますね。五十五年、五十六年一般会計から繰り入れなければならぬような金額であるなら、何で毎年毎年同じような審議をしなきゃならぬのですか。できれば何か特別なものを設けて、一々やらなくても制度的にそれを繰り入れるというふうなことはできないものなんですか。もちろん、私は審議することは審議するだけの価値はあると思いますが、手続上何か複雑な、よけいなことをやっているような気がするんですが、それに対する大蔵当局の見解を聞かしていただければいいかな。

○政府委員(西垣昭君) いま御指摘がございましたのは、去年もそうでございますが、最近におきましては借入金規定がありながら借入れということではなくて今回と同様の繰り入れ措置を行ってきいている、今後もそのような措置を必要とする事態が発生することが予想されないわけではないんじゃないか。したがって、この際このような場合の繰り入れ規定を特別会計法に規定してしまつて恒久化した方がいいのではないかとということでございまして、一般会計からの繰り入れ措置、今回お願いしております繰り入れ措置はあくまでも異常事態に対処するための特殊、異例なも

のいうことでございますので、このような措置を特別会計における制度として組み込んでしまつて恒久化してしまふというのには必ずしも適當ではない。つまり、そういう特殊、異例な措置でございませうので、その都度法律改正をお願いするといふことの方が財政節度という観点から適當ではないか、このように考へておられるところでございます。

○鈴木和美君 私はそうは思わないのですが、理屈を言えばそういうことになるでしょうけれども、もう少し、同じ人たちが議論して同じことやうにしているわけですから、もっと合理性が図られていいんじゃないのかなという感じを持つてます。どうぞ検討してみてください。

農水省にお尋ねしますが、農業共済制度が農民のそういう災害、被害を救済するという立場からつくられているわけですが、昨年の稲作の災害を見ると、風害とか冷害によつて非常に品質そのものが低下してしまつていますね。たとえば、宮城県などにおいては乳白米が大量に出ちやつて、一等米が例年よりかなり低いわけですね。ですから、そういう品質低下そのものに対して共済制度が働くとどうか、つまり適用に入るかというふうな点についてこれから十分検討をしてみよう必要があると私は思ふんですが、これに対する見解を聞かせていただけないか。

○政府委員(佐野宏哉君) 昨年、先生御指摘のございました乳白米が発生をして、その分をどうしてくれるかという問題があつたわけでございますが、これにつきましては、そういう事態によりまして、政府の買入れの対象外になるというふうな低品位米が発生したという事態に対処しまして、五十五年にもやつたことでございますが、損害評価に関する特例措置を講じまして、品質低下に見合う分を減取とみなすということによつて対処をしたわけでございます。

それで、ただいま先生のお尋ねは、そういう特例措置ということではなくて、制度本体に品質低下分を織り込むような共済制度をつくれなかつた

いう御下問であらうかと思ひますが、この点につきましては、実は水稻の共済の場合はほとんどの地域で損害評価を立ち毛の段階で行わざるを得ないという事態がございまして、それが品質低下分を共済に制度上織り込むといふことの障害になつておられるというのが実情でございます。ですからそういう意味では、卑俗な言葉で申せば買目ではかつた減取を損害として捕捉する制度ということにならざるを得ない。品質低下の分を織り込んで共済制度はつくりにくいという事態は、実はそこ原因があるわけでございます。その点はちよつと私も、せつかくのお尋ねでございますが、そう急には名案が思ひつかないということでございます。

○鈴木和美君 私のいまの質問は、つまり品質低下の分について共済そのもので見れないかということを見れば品質低下したんですが、逆に制度上そのことを見るのが非常にむづかしいといふのであれば、それにかわるみないな代替措置といううなものは何が考えられぬですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 一昨年、昨年実施いたしました損害評価の特例措置、これはまさにただいま先生御指摘の代替措置であるといふふうに考へております。

○鈴木和美君 どうぞ冷害についても非常に農民の立場に立つて、品質低下問題についても救済できるといふ適用をぜひ考へて、また充実してほしいと思ふんです。

さて、もう一つの問題は、現在の農業災害補償制度は収穫物を対象にするものですから一定の被害割合、俗称足切りと言つておりますね、この足切りという率を農民の方の側に立つてもう少し充実する、補償効果を上げるというふうなことは現行の中では考えられませんか。

○政府委員(佐野宏哉君) 先生御高承のとおり、現在足切り率は引受方式の違いによりまして格差の体系ができておるわけでありまして、一筆であれば三割とか、半相殺であれば幾らというふうによつておるわけでございます。ですから、どこかを

部分的にいじることになりますと全体の体系の問題になつてしまふわけでございます。

それで、現在の足切りが水稻の場合で申しますと、一番低い全相殺の場合はすでに一割になつておりますので、それ以上低い足切り線を設ける、足切り線を引き下げるということとは、実際問題としてはちよつと考へにくいといふふうに思つております。

○鈴木和美君 現状の中では精いっぱいであるといふことですか。

○政府委員(佐野宏哉君) さうに思つております。

○鈴木和美君 いずれ私はもう少し研究、分析して、また別の機会に意見を述べたいと思ふんです。

さてその次には、いつも問題になる果樹共済ですが、四十八年から実施されて、四十九年度から五十六年度まで過去八年にわたつて相当の額が共済で支払われておるわけですね。一般会計からの繰り入れ状況を見ても、八年間で四回ですね。五十一年度は五十八億、五十四年度で七十八億、五十五年度で四十一億、ことしは百十六億、果樹共済だけで二百九十億円でですね。なぜこのように赤字が出るのか。いつも問題になつておる果樹共済は、非常に入りにくいとか、それから普及が徹底しないとか、それから大型善良の果樹農家と零細農家との関係があるとかといふ話はいつも聞かれますが、なぜそういうことになつておるんだらうかといふ原因と、それに対して今日までどういう対策がとられてきたのか、御説明をいただきたいと思ふんです。

○政府委員(佐野宏哉君) 果樹共済の赤字の原因でございますが、これはまず私どもは、何と申しましても、制度発足以来、四十九年から毎年異常災害に見舞われるという不幸な事態がございまして、それがまずその赤字が累積しておる根本的な原因であらうといふふうに考へております。しかしながら、私どももいたしましては、こういう異常災害だけではなくて、制度面から見ても

果樹共済の赤字の原因になつておるのではないかと気がかりな点が幾つかございまして、これは現象的にも加入率の低さといふような形で数字にもあらわれております。したがって、先般御審議を煩わしまして、これに対する思いつく、思いつくといふと大変ですが、現在考えられ得る限りの手当てを五十五年度に行つていただけたわけでありまして。

それで、まず先生御指摘のございました専門的な優良農家とか加入をためらうがちであるといふ問題でございますが、その点につきましては、そういう専門的な果樹栽培農家の加入を確保するために収穫共済の共済金額の設定方法とか損害補てん方式の改善を行ひまして、専門的な果樹農家から見ても十分魅力を感じてもらへるような仕組みにしたつもりでございます。

それからもう一つは、基準収穫量の設定の仕方が、これは共済責任期間の開始との関係でどうしても適正に行われたいといふ事情があるのではないかとこの点がもう一つの心配な点としてございまして、これは基準収穫量にかわる標準収穫量という概念を導入いたしまして、それで共済引き受けをする、基準収穫量の設定はその後基準収穫量を十分自信を持って定め得るような材料の出そろつた段階で基準収穫量を慎重に決めることができるような仕組みを導入する。

それから、いま一つの問題点としては、損害評価が適正に行われているかどうかという点について果樹共済の技術的な側面からの問題が懸念されるわけでございますが、損害評価の適正化を図るために半相殺方式を導入することによりまして、損害評価の何といひますか、従来よりはより周到な損害評価ができるように工夫をしたつもりでございます。そういう点を五十五年度に制度の改正をやらさしていただきましたので、一応私どもとしては制度面から考えられるあり得べき欠陥については一応の手当てを行ひ得たといふふうに思つておりますが、何しろこの新制度を実施されましてのは本会計年度からでございますので、まだ十

分その効果を検証するに至っておりませんが、私どもとしては一応考えられ得る問題点についてはそれぞれの対応をしたというふうな考えでおります。

○鈴木和美君 財政当局は、この果樹共済についての現状についてどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(西垣昭君) 農作物共済につきましては、異常な事態に對しまして一般會計から從來も繰り入れを行つたことはございますけれども、大體繰り戻しができていたという意味で二十年間で均衡するという設計がうまくできていたというふうなことが、こういうふうな場合にございまして、果樹共済につきましても、御指摘のように入れたら、繰り戻しがないと。共済の設計上もこれで十分かどうかという点については問題を感じております。

ただ、五十五年改正の効果は、こゝから初めて契約に入るわけでございまして、どういふ結果をもたすか、これはまだ普及もPRも十分ではないというふうな面もございまして、もう少し様子を見なくてはならない。様子を見た上で必要に応じて農水省ともよく相談をしていきたい、いましばらくはウオッチしていきたい、こういうふうな考えでおります。

○鈴木和美君 まことに柔軟な答弁ですが、財政当局から見れば農水省何やっているんだというふうなお気持ちではないんですか。もう少し様子を見るという、非常ににやつとしたような態度なんではないか。もう少しそこはつきりしていただけないでしょうか。

○政府委員(西垣昭君) 果樹共済につきましても、収支が相償うような状況に持つていくということとは絶対必要でございまして。ただ四十八年度に創設された制度でございまして。そういう意味でまだ熱していないという点もございまして、私ども非常に心配ではございまして、農水省の御努力をもう少し見守りたい、気持ちとしては先生御指摘のような気持ちで心配しております。

○鈴木和美君 当然農水省においても果樹共済について均衡が合うようにいろいろな方法をいま検討されておられることを聞いておりますし、これからいかに均衡の合うようにさらに努力されることを期待します。

もう一つ共済のことでお尋ねしておきたいことは、後ほど水田利用の問題でもお尋ねしますが、畑作物の振興の重要性から畑作物共済制度ができたわけですね。そういう中で水田利用再編成対策における重要な転作物になるべき飼料作物が対象になるための調査がずつと行われていると思ふんですが、それが現状いまだどういふふうになっているか、最後にお答えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(佐野宏哉君) 飼料作物につきましては五十三年度以降農家の意向調査、それから生産、出荷等の状況調査を実施をいたしておるところでございまして。

それで、これを主産県について実施をしておるわけでございまして、現在の段階では損害評価等の保険技術的な問題、あるいは持続的な保険需要があるかどうかという問題、そういう点についてまだ問題が残されております。資料の整備にもまだかなり時間がかかると思ひますので、共済の制度化につきましても検討はいたしておりますが、若干の御猶予をいただかなければならないという状況でございまして。

○鈴木和美君 どうぞ早急な検討をお願い申し上げます。

さて次は、水田利用再編の問題についてお尋ねいたします。

今回の法案は五十六年度分についてのものだと思います。そこで、五十六年度の転作実施状況は一体どういふふうになっているのか、お聞きしたいと思ふんです。聞くところによれば、二、三の府県で未達成なところがあるというふうに聞いています。五十六年度の転作実施面積と目標達成状況に

ついてまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(近長武治君) 五十六年度の水田利用再編対策の実施状況について御説明申し上げます。

五十六年度の水田利用再編対策、まだ年度の途中でございますから最終的な数字ではございませうが、昨年度に取りまとめた状況に基づきまして簡単に御説明申し上げます。

五十六年度は水田利用再編対策の第二期の初年度でございます。第二期の転作等目標面積は六十七万七千ヘクタールでございますが、五十六年度は前年の稲の冷害というふうな状況等も配慮いたしまして、転作目標面積は六十三万一千ヘクタールになっております。現実に農家の方が転作を実施いたしました見込み面積は六十六万七千ヘクタールでございますので、目標に對しまして一〇六％という状況でございます。その六十六万七千ヘクタール一〇六％は全国的な状況でございますが、地域ブロック別に見ますと、北海道は一〇二％、それから北陸地域は一〇四％、関東は一〇五％、東海、近畿、九州が一〇七％、中国、四国ブロックが一〇八％、東北が一〇九％となっております。

現在、その中で都道府県別に見ますとほとんどの県は目標を達成しておりますが、千葉県とそれから大阪府と和歌山県との三県が未達成となっております。未達成と申しましたが、それはまだ大きく未達成ではございせんが、一〇〇％を若干切るといふような状況でございます。千葉県、大阪府、和歌山県ともそれぞれいかなる状況にあるかということにつきまして都道府県の方からいろいろな角度から聞いておりますが、これらの未達成の府県に共通しておりますのは、一つは飯米農家、つまりお米を生産はいたしますが、ほとんど自家用であつて食糧管理制度と余り直接には関係していない、あるいは第二種兼業農家、つまり農業よりもむしろ他産業の仕事の方が多いといふような農家、こういう飯米農家あるいは第二種兼業農家の割合が非常に高い地域でございまして、

て、どちらかというと水田利用再編対策、お米の需給の均衡を図つていくことの必要についてなかなか農家の方の納得も得にくいし、自家飯米の確保というふうな点から稲作の志向が強い。それから、特に千葉県等では排水不良田がかなりある、やはり利根川の下流でございまして、かなり土地条件が悪い。これまで水稲を中心にして実施してきた農業でございまして、そういう条件の中でどういふ作物を転作物として選んだらいいのかというふうな状況でございまして、残念ながら、千葉県と大阪府、和歌山県の三府県が未達成となっているという状況でございまして。

ただ、水田利用再編対策は、御案内のように、全国の稲作農家が現在の米の需給事情の非常に深刻な状況を認識しながら一致協力して進めていくという対策でございまして、これら関係府県についても、五十七年度以降目標が達成できるように、目下関係の府県との連携を密にしながら適切な指導をしていきたい、こういうふうな考えでいる次第でございまして。

○鈴木和美君 いまの御説明でちよつとわからないんですが、農水省が府県別、市町村別につきまして転作に關しての目標を設定するわけでしょう。その目標を設定するといふときに、いまお話ししたような千葉県とか大阪とか和歌山の状況というのはそれなりに、つまり飯米農家ですね、そういうふうなつかんでやられておられるんだと私は思ふんです。何もことし突如としてそういうものがあらわれたとは思ひません。そう考へておられるのと、もう一つは、こういう話を聞くんですけれども、実施の状況がうまくいかないと別な補助事業とか、ほかのつまり補助事業についておろさないと、やらないと。実施計画ができないうちでだめだといふような一種のパナルティーですね、そういうものを片方に掲げながら強制的に実施させようというふうな意向もあるんだといふことも聞いています。そうすると、いまのお話では、そういうことを片方でやりながら、目標を設定するのにはいまい改め

て出たようなことを言われると、本当は皆さん反對なんですから、この転作に対しては、稲作が一番やっぱり何と言つても農家の収入から見れば高いんですから、そういうものを転作することにはもともと反對なんです。反對だけれども、ほかの県で実施が済んだときに片方の県で済まない、未達成であるということになると、これはえらい混乱が私は起きると思うんです。そういうことに對してどういう見解をお持ちですか。

○説明員(近長武治君) 二点に分けてお答え申し上げます。

一つは目標面積の都道府県別の配分についての考え方でございます。

これは先生御指摘のように、水田利用再編対策を進めていく一つのかなめになるところでございます。やはり日本農業は御案内のようにこれまで稲作を中心として進めてきましたので、各地域とも従来どおりやはり稲作を続けたいという気持ちは非常に強うございます。米どころの地域もそうでございますし、また比較的米どころとは客観的には思われていないようなところでも、やはり自分のところは稲作が適地だと思つていっているように見受けられるわけでございます。

そこで、水田利用再編対策におきまして各都道府県別の面積の配分に当たりましては、五十三年度から始まつておりますが、五十三年度にスタートいたしましたときには、全国についてどういような目標面積を配分するかということで、農林水産省といたしましては七つの指標をつくつたわけでございます。それは地域ごとというふうな農業の姿になるかというふうな見地から、言うなれば一つの地域指標というふうな要素あるいはお米についての自主流通米、比較的消費者から評判のいいお米でございますが、そういうお米の比率だとか、あるいは排水条件の要素だとか、圃場の要素だとか、それを七つほどつくりまして、七つの組み合わせで配分をしたわけでございます。

その後五十五年度に一度面積をふやしまして、それから現在の五十六年度から五十八年度までの

第二期対策のときに面積がふえておりますが、その際には各都道府県ともいろいろなお考えがございまして、今度は積み増しの面積につきましては全体のうち四分の一ぐらゐを五十三年度の当初のような考え方方で積み増しの配分をして、残りの四分の三は端的に言えば一律的な要素で配分をした、こういうふうな形になっております。そういうふうな形で配分したというのは、水田利用再編対策について全国の農家の方から、やはり理解と協力を得ながらお互いにつらい中でも努力していかうというところについて、われわれの方でいろいろな角度から検討して得た結論でございます。もう一点は、具体的に転作を実施した結果、未達成の場合に補助金などで何か不利な扱いが行われるのではないかとというような御指摘でございます。

水田利用再編対策というのは、現下におきまして農政の重要な課題の中の一つでございます。私どもも重要な課題だと思つております。水田において他作物に転換していくというのはなかなか困難な問題でございますが、地方公共団体、農業団体等の積極的な努力も得ながら現在進めております。その中で、やはり稲から他作物へ転換していくというのは、各地域ともなかなか困難な状況にございますので、農林水産省として農林水産省が所管しております各種の補助事業がございまして、そのほかにも融資事業がございまして、こういう事業につきましてはそれぞれの性質に応じまして、これができるだけ水田利用再編の推進とか、その確実な達成に役立つように積極的に活用したいというふうに考えております。

したがいまして、水田利用再編に関連するいろいろな事業につきましては、新しい地区の採択だとか、あるいはこれまでから継続している地区についての予算配分につきましては、基本的な考え方としては転作などの目標を達成している市町村あるいはそういう事業を実施することによつて水田利用再編対策の目標の達成が確実と認められるような市町村、こういうところの希望を優先的に配慮するように、こういうような指導をしております。したがいまして、限られた予算の中で実施していく際には、どうしても水田利用再編対策の達成に努力しているというところがある結果として優先的に取り扱われる、こういう状況になつていっているのではないかと考えております。

○鈴木和美君 時間がありませんので、また時間があれば別のときに述べますが、この時間帯で一番最後に意見だけ述べさせていただきますが、水田利用の、つまり奨励補助金です、五万、一万、一万というふうな種類がありますが、先ほど述べましたように、つまり余り好んで転作はしたくないんです。しかしやむを得ぬということで協力しているわけでしょう。ところが、今度の臨調の早期脱却を図るというふうなことで奨励補助金を打ち切るというように読めるような指導をなさつていられるわけですね。これは農家にとっては大変不安です。

私は、この件に関しては、やはり国挙げていろいろな事情があつたにせよ、これはやっぱり農家の立場に立つて書いてほしいと思うのです。これに対する農水省の見解も伺いたいと思つてますけれども、約束の時間ですから、ぜひ国を挙げてこの問題に納得せずに取り組めるような対策を十分とつてほしいというふうな意見を述べて、とりあえず私の質疑をここで終わらせておきます。

○堀出啓典君 それでは、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について質問をいたします。

この法案の内容は、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、五十六年度において一般会計からこれらの勘定に資金を繰り入れる必要がある、こういうことで一般会計から農業勘定へ四百九十三億円、果樹勘定へ百十六億円を繰り入れることができるようにするとか、こういう法案

の内容であります。まず最初にお尋ねをいたしますが、去年のこの時期に出された法案と比べまして、いわゆる積立金の取り崩し規定がないわけでありまして、これはどういうわけでないのかお尋ねします。

○政府委員(佐野宏哉君) 昨年の法律案と対比いたしますと、今回御審議を賜つております法律案には農業勘定の積立金取り崩しの規定がないというの、昨年と異なつておる点であるという点は先生御指摘のとおりであります。実は昨年の繰り入れによりまして目下のところ農業勘定には積立金がなくなつておりますので、取り崩すべき積立金がないという事態のために今回御審議を賜つておる法律案にはその条項がないわけでございます。

○堀出啓典君 昭和五十六年度の水陸稲の共済金は、私の理解するところでは史上三位であると。史上第一位が五十五年であり、五十一が第二位で、その次が五十六年の第三位。最近是非常に災害がふえておるわけで、先ほど大蔵省の方から一般会計からの繰り入れというの、まさに臨時異例の処置である。臨時異例の処置がしつちゅうあつたんでは臨時異例にならぬわけですから、果樹勘定では三年間も臨時異例が続いておるわけで、そういう点が単なる偶然であるのか、あるいは長期的な気象の変化によるものなのか、この水陸稲の場合です。あるいはまた品種の変化等によるものであるのか、そのあたりどのように分析をされておるのか、これを伺つておきます。

○政府委員(佐野宏哉君) 昭和五十五年、五十六年と、先生御指摘のとおり異例の大災害が連続をいたしましたので、確かに先生御懸念のような点は気になるわけでございますが、何と申ししましても、稲作というのは非常に歴史の長いあれでございます。先ほど来申し上げておりますように、保険設計上も二十年間収支均衡ということを前提にして設計をしておりますので、二年続いたからといって、それだけで直ちに先生御指摘のよ

○堀出啓典君 五十五年、五十六年と二年続いたわけですが、災害の特徴と申しますか、新聞等では五十五年の冷害は障害型冷害で、五十六年度の冷害は遅延型冷害であるとか、そういうようなことも書いておるわけですが、五十五年、五十六年度の農作物の被害に対する共済金の支払い状況がどのようなところに特徴があるのか、これを五十五年、五十六年度について御説明願いたいと思います。

五十六年度は、これに反しまして、北海道において寒冷前線の停滞及び台風十二号に伴う水害による収穫期の麦が大きな被害を受けましたのに続いて、主として北日本の水稻及びバレイシヨ等につきまして、九月中旬以降の持続的な低温、多雨の異常気象によつて稔実障害、登熟障害が発生したほか、寒冷前線の停滞及び台風十二号及び十五号により風水害が発生し、それに加えていもちが発生するということによりまして、北日本に集中して多額の再保険金が支払われたということが五十五年と五十六年を対比した主なる特徴でございます。

農家としてはこの条件をもうちょっと緩和をしてもらいたいと、こういうことを要求をしておるようでありますが、農水省としてはこの全相殺の加入者をふやすためにそういう処置を含めてどう考えておるのか、これをお伺いしておきます。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘のとおり、全相殺方式の場合には足切りが一割でございますから、そういう意味では冷害のように広範に減収を被ら、そう災害に対しては一筆方式とか半相殺方式もたらず災害に対しては一筆方式とか半相殺方式

ことはこれは不可欠の要件であると存じております。

それで、私どもが現在課しております制約条件というのは、この農家単位収穫量が適正に確認できるということを担保するために必要最小限度の制約を課しておるつもりでございまして、どうもその全相殺農单方式という前提に立脚する以上は、現行の制約条件を緩和する余地というのはほとんど見出しがたいというふうに残念ながら思っております。

○塩田啓典君　それでは次に、政府は水田の減反政策の一環として麦への転作を奨励をしてきてお

常に面積も広いわけでありますが、ここはやはり五七・五％と、こういうように非常に低いわけでありますが、この低い原因、あるいはまた格差のある原因はどのように考えておりますか。

○政府委員(佐野宏範君) 麦の共済加入率は、全国平均で五十六年産の実績で見ますと六六・七％ということになっておりまして、先生御指摘のとおり、確かに米に比べて遜色がございます。

それで、稲の場合に比べて遜色がございます中

これはその後逐次復活をしてきておりますが、復活のテンポにかなり地域間の差がございます。ことに北海道の場合に、一たん麦の共済事業を廃止してしまつた組合等が麦の共済を復活するテンポがおくれておつたということが、これが非常に大きな事情であらうと思ひます。

それから、やや技術的な事情でございますが、水田転作によりまして最近になつて麦が生き返つてきたというような地帯では、基準収穫量を設定することは非常にむづかしいので、そういう事情

まして、近年着実に麦の共済事業の再開が進んで
きておる状況でございます。

○増出啓典君 北海道の場合は、五十六年夏の時
点で麦の共済を受け付けていたのは百五組合のう
ち五十組合であると。麦への転作を奨励しながら
共済組合への加入または組合の麦共済への受け付
け開始ができなかったわけでありまして、政府
は、被害が発生した後に同地あて「農作物共済に
おける麦共済の再開について」と、こういう通達

それから、余り時間もございませんので次へいきますが、特に果樹共済、いわゆる果樹鑑定は一般会計からの繰り入れ残高がこの五年間増加の一途であり、三年間連続して一般会計から繰り入れられておるということは先ほど申したとおりであります。二十年間でバランスがとれると、まあこのように言われておるわけですが、ちよつと統計学的に考えても、五年間全然一般会計への残高が減つておきます。

九

心配だなど、こういう気がするわけでありすが、この問題については農水省としてはどういふお考えでありますか、お伺いします。

○政府委員(佐野宏哉) 先生御指摘のとおり、果樹共済につきましては、私どもは制度発足以来不幸にして連年大災害に見舞われたのが、赤字が累積しておる基本的な原因であるというふうにお考えしておりますが、先生ただいま問題提起をなさいましたように、私ども安易に二十年たてば収支が均衡するのであるからということを手をこまねいておるわけではございませんので、私どもとして制度上の欠陥に起因するのではないかとと思われる点について、私どもとしてもいろいろ点検をいたしました。その結果、五十五年に取りまとめめて制度改正をお願いいたしましたわけでございます。

それで、制度改正をお願いいたしました主要な点は、一つは加入促進という見地から見まして、専門的果樹栽培農家にとつて魅力のふえるようなやり方、すなわち無事故割引の導入でございますとか、あるいは災害収入共済方式の導入というふうなことを行いました。たとえば、災害収入共済方式というのは愛媛県あたりでは大変好評を得まして、これでもかなり顕著な加入の促進が見られたというふうに伝えられております。それから一方、基準収獲量の設定が適正を欠いて不必要に事故が発生する、そういう事態を防止いたすために標準収獲量という概念を導入して、標準収獲量に基づいて共済引き受けを行い、基準収獲量の設定は、その後十分なデータのそろふ時期に慎重にこれを行うことができるような仕組みに改めます。また、損害評価の適正を確保するために半相殺方式を導入するというような措置を五十五年度に制度改正をお願いいたしましたところでございます。

私どもとしては、この制度改正の効果——何しろ本会計年度初めて実施に移されたものでございまして、まだ制度改正の効果を評価することは時期尚早でございますが、私どもとしては制度面で考え得る、欠陥たり得る事項についてはそれな

りの手当てをそれぞれ講じたつもりでおりますので、私どもとしてはこの新制度の普及徹底を図りまして、その着実な実施を通じて果樹共済制度の健全化に努力してまいりたいというふうにお考えしております。

○塩出啓典君 いまのようなお話は、実は昨年の当委員会でもそういうお話があったわけで、昨年の、ちょうど一年前の時期に当時の松浦局長が、国会の答弁では果樹共済の加入率は二六・七％、それから樹体共済の方は大体七％と、こういうようなお話で、優良農家が逆選択をして加入しないようなことのないようにするために五十五年度の法改正をしたと、その結果は昨年の委員会よりちやうど一年たつてゐるわけでありますが、現在は大体統計的には何％ぐらいの加入率に上つておるんでございますか。

○政府委員(佐野宏哉) 収獲共済の方は二八％でございます。それから樹体の方は六・三％でございます。

○塩出啓典君 そうすると、この樹体共済の方は一年前よりも後退をしたと、それから収獲共済の方は一・四％ぐらいの前進をしたと、昨年の数字から言いますとそのようになつちやうわけですが、これもね。この点は、今後の見通しとして大体どの程度まで目標にしているのか、これは余り無理なことを言うてもいけないわけでありすが、やはり将来の見通しとして保険設計における料率の算定等も当然そういう加入率というものの基礎にして行われると思うんでありますが、農水省としては大体どの程度まで、いつごろまでに、どの程度まで持つていこうとされておるのか、そのあたりのお答えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐野宏哉) 目標年次と言われるとかなかなかよつとむずかしいんでございますが、私どもとしてはせめて五〇％の加入率にはごく近い時期に持つていきたいというふうにお思ひしております。

○塩出啓典君 やはり私も先ほど申しましたように、この農業災害補償制度というものが農家の自

主的相互依存を基本としておる、しかもこの共済制度には事務費にあるいは掛金とかまた今回のような繰り入れ等いろいろな面で一般会計から支出をされておるわけでありまして、こういう財政状況の中で、そういう方面に支出をしていくという事は私はそれなりのやはり客観的な理由というのか、社会的必然性というものが当然なければいけないと思ひます。そういう意味で、余り七％とか、いつまでたつても二六・七％とか、そういう状況であるならば、私はやつぱりこれは国民の皆さんの理解はなかなか得られないんじゃないか、こういう事態が来ることを私は非常に心配してゐるわけなんですけれどもね。

そういう意味で、私は昨年の当委員会において、いわゆる優良農家が保険に入らない、それは入らないのはそれはいい。それならばじゃほかの融資制度も適用しない。やつぱりわが国の農業政策というものは農業関係のいろいろな農林漁業金融公庫等の融資制度あるいはこういう共済制度あるいはいろいろな補助金制度、そういうものが一つのセットになつておるわけでありまして、そのうちでいわゆる共済制度は入らないけれども、自分の都合のいいところだけつまみ食いをする、こういうことではちやよつとまずいんじゃないかなと、だから本当に共済制度の加入率が非常に低いという場合には、私はもちろんその原因はよくわかりませんが、よく調査をして、場合によつては共済制度に入らない方はどうぞ御結構ですから、そのかわりひとつ自分ではばつてくださ

いと、これぐらいの姿勢をとることも検討してはどうかなと、私は、農水省としてもやつぱりそのぐらゐ本気でやらなきゃならぬ、そういういろいろな情勢にあるんじゃないかなと、そういう気がするんですが、その点のようにお考えですか。

○政府委員(佐野宏哉) 私どももいたしましては、果樹共済というのは任意共済でございまして、果樹共済の加入率をできるだけ高くしなければならぬというふうにお考えしておりますが、同時に、その果樹共済の加入率を高めるために余り押

しつけがましい手段をとることについてはいささかちやうちよを感じておるわけでございます。現に、当然加入制をとつております水稲とか麦とかにつきましても、むしろ当然加入基準を逐次引き上げてきておるような情勢でございまして、制度本来の仕組みに農業者が十分魅力を感じていただくということをやはり基本にいたしませんと、それ以外の人為的手段によつて加入の促進を図るということは、とかくいろいろな面でひずみが生じがちになるのではないかとこのように考えております。

ただいまの先生の御指摘は、加入率促進のために一層努力せよという激励を賜つたものと受け取らせていただいて、さらにそういう果樹共済制度の制度の仕組み自体の魅力をPRして加入を高めていくという方向で努力させていただきたいと思つております。

○塩出啓典君 一年前の当委員会でも同僚委員からも質問があつたと思ひますが、かなり現在の制度でも非常に県によつて加入率に差があるわけでありまして、私はそういう点はやはり制度だけではない、その関係者の熱意というのか、やつぱり共済制度の精神というものをどこまで理解したかという、こういうことにもなつていくんじゃないかと思ひます。そういう意味で、また一年後にこの法案が当委員会にかかることは困るわけでありすが、もしそういう場合、ほかの委員会においてもさらに前進したひとつ報告をいただけるように、農水省のひとつ今後の御健闘を期待をいたします。

それから最後に、五十六年度産米の作況指数の件でございすが、私のおります広島県は作況指数が一〇三・「やや良」と発表されているわけでありすが、実際の収獲量は昭和五十六年度末の段階で検査数量が十一万九千トン、政府買入れ米の予約限度数量が十二万七千五百トンで買入れ米の予約限度量にも達成をしない。そういうことで、結局、農協の皆さんの感じとしては、この作況指数は一〇三だけれども実際の感じとしては

そんなにできていないと、そういうちよつと食い違いがあるわけでありますが、こういう点について農水省としてはどのようにお考えであるか、こういう例は他の県でもあるのかどうか、この点をお伺いをいたします。時間がありませんので簡単に結構なんですけれども。

○説明員(藤井薫君) お答えさせていただきます。

私もがいたしております統計調査におきましては、標本理論に基づきまして実収、実測調査を行っておりますこととございまして、その結果につきましては信頼性が高いというふうに思っておりますが、先生いま御指摘のように、地域によりましては実感と差があるではないかという御指摘でございますが、実際に発表いたしますのは県平均というふうなことでございまして、作期だとか地域によりまして若干異和感が出ておるのではないかと、そういうふうにお感じですが、そのような御意見のところも若干ございまして、そういう地域につきましては、それぞれに柄状状況を御説明いたしまして納得をいただいておりますところとでございます。

もう一点、先生御指摘がございました買入れ限度数量との関係につきましては、これは昨年は出荷がかなりおくれたという点もございまして、それから一昨年は農家の保有量がふえるというふうな傾向が過去の冷害年、四十六年、五十一年という年におきましても出てまいっております、同じような傾向かというふうにお感じのところとでございます。

○塩出啓典君 どうしても抜き取り検査ですから必ずしも合わない場合もあるのはやむを得ないと思ふんですけれども、その点はさらに農水省としても評価方法等の、実測方法等の検討調査もやる方針のようでございますので、今後に期待をしたいと思ふます。

それから、大蔵省に要望しておきたいんですが、一〇三という作況指数であります、そういう

うものが農家の課税にも影響していくんじゃないか、そういうことを非常に農家は心配しておるわけでありまして。そういう点で、私は一〇三という数字にとらわれずに、実態を見て、非常に不当な課税にならないように、そういう点は税務当局としても農協等の意見もよく聞いてひとつ慎重にやっております。このことを要望したいのでございしますが、その点はどうかでございますか。

○政府委員(吉田哲朗君) ただいまお尋ねの農家所得課税のお話でございますが、御案内のように、農家所得の課税につきましては、記帳のない農家の実情に照らしまして、所得計算の目安としてまして各国税局あるいは税務署で農家所得標準を作成しているわけでございます。

そこで、その農家所得標準の作成の考え方でございますが、私どもの方針としては、極力各種の資料、情報を収集し、検討して、地域の実情に即したものにしようとしておるところとでございます。

具体的に申し上げますと、いまお尋ねの統計情報事務所の作況指数等はもちろん重要な資料でございますけれども、それに限りません、たとえば収量等につきましては実地調査、坪刈りとかあるいは収穫済みの在庫の調査であるとか、そういったこともやっておりますし、また共済その他各種の資料も活用させていただいておるところでございます。そういったものを総合分析いたしまして、さらにまた農業協同組合等精通者の御意見も聴取しまして多面的な検討をやっているところとでございます。非常に作況指数等は重要な資料でありますけれども、そのみに頼っておるということではございません。今後とも実態に即した標準の作成に努力してまいりたい、かように考えております。

○委員長(河本嘉久蔵君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま多田省吾君が委員を辞任されて、その補欠として中野鉄造君が選任されました。

第五部 大蔵委員会会議録第二号 昭和五十七年二月十六日【参議院】

○近藤忠孝君 農業共済制度全体の問題についてはもう質疑がありましたので省略いたします、個別の問題について質問いたします。

まず果樹共済ですが、これは昨年質問しましたが、果樹の支持物について適用がないわけでありまして。この点については昭和四十九年度から調査をしていると、こういう状況でありまして、それから一年たちまして、特にこれは雪害の影響が大きいところでありまして、特に昨年は雪も多く、私はいろんな調査があつたんじゃないかと、こう思います。そういう点で、その後の調査の状況はどうでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘のとおり、昭和四十九年度から主産県に委託をいたしまして果樹の支持物について被害率等の基礎調査を行つてまいりましたが、これまでの調査結果によりまして被害率を推定するに足る資料を得るに至つておらないのであります。したがって、現在調査対象地域を変更するなど調査方法に工夫を加えた上で、さらに今後調査を継続して果樹共済の対象にできるかどうか検討したい、そういう段階でございます。

○近藤忠孝君 頻度が小さいと言ふんですが、これは北陸など、たとえば富山一県だけでも樹体で二百八十ヘクタール、棚で二百二十ヘクタール、二億円、合わせて十億円。となりますと、相当やっぱ頻度は多いんじゃないかと思ふんです。というのは、いままでの調査対象が雪の多いところを調査対象にしておつたんじゃないかと思ふんです。そういう点で、調査対象地域を変更するというのはそういう点だと思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 御指摘のとおりでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、やはり棚と樹木とというのは一体のものでありますので、ひとつ積極的にその検討を進めてほしいと、こう思います。それから、野菜共済では露地野菜が適用になつ

ていないわけでありまして。これも、これは災害特別委員会が昨年質問したんですが、評価が大変困難であるというふうなことが理由のようではなから対象にならぬと言ふんですが、必ずしもそうではないんじゃないかと思ふんです。たとえば、これは災害特別委員会が指摘した点ですが、新潟などでは、水田の予定で開墾したところが国の政策の変更によつて水田としてできない、そこで野菜をつくつておるんですね。そこが昨年大変な水害を受けたけれども、水田をやつておれば共済の対象になるものが野菜に変えたためにだめだとなりますと、これは大変気の毒だと思ふわけです。

そういう点で、私は露地野菜についてもこれはやっぱ前向きに進めるべきだと、こう思います。か、これをちよつと答弁してほしいと思ふます。

○政府委員(佐野宏哉君) 露地野菜につきましては、先生御指摘のとおり調査は実施しておりますが、先生御指摘のとおり調査は実施しておりますが、現在私どもが感じておりますのは、さかしまの中で特に主なもの申し上げますと、たとえば露地野菜の場合、価格の年次変動が非常に大きくて、広範囲な災害によつて収穫量がかなり減少したような場合には、価格が高騰して災害による減少を償つて余りあるような収入を得られる。逆に豊作の場合にはいわれる豊作貧乏で、災害を受けられない場合よりも災害を受けて一仮にその共済制度をつくることといたしますと、共済金の支払いを受けた方が有利になつてしまふ、そういう事態がございまして。

それで、これは理屈だけの問題ではなくて、こういう現実があるときに無理をして制度化を急ぎますと、たとえば非常に加入率が低くなつてしまふとかそういう形の問題が出てくるわけでございまして、どうも私も行政の衝にある者が勇断をふるいさえすれば済むという性質のものではないところとございまして。それで、こういう点を無視して拙速で制度をつくりまして、またいま果樹共済についておしかりを受けておりますようなおしかりを何年後に受けるということになるのも困

りますので、そういう点が踏み切りにくい点の一番大きなところでございます。

○近藤忠孝君 いまの価格の問題については、たとえば価格が上った場合はこれを収量増と見るとか、いろいろ対処の仕方もあると思うわけですね。やっぱり特に野菜などは天候に左右されやすい点では私は他の作物よりも多いと思いますし、実際統計上も果樹よりも被害面積も被害量も多いわけですね。となれば、これはやっぱりもっと積極的に対処すべきだと思います。現にこれは日本農業新聞などでは、「露地野菜にも農業共済」と、もういまでも実現しそうな記事も出ています。それだけ私は期待が大きいと思うんですね。そういう制度上の問題は確かにあるとは思いますが、けれども、それはやっぱり積極的に進めて農民の期待にこたえるということが私は必要じゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(佐野宏哉君) 先生のただいまの御指摘は私もさよう考へておりまして、したがって、であればこそ、私も試験調査を続けておるところでございます。

ですから、そういう意味で、先ほど申し上げましたようないろいろな難点も、そういう難点があるから断念をしたということでは決してございませんで、調査は続けておりますが、もつと勇氣を出してささと踏み切つたらいいではないかという点に対しては、なかなかそう元氣を出せない事情もございまして、これを申し上げたわけでございます。

○近藤忠孝君 ひとつ前向きの検討を要望したいと思ひます。

次に、水田の關係では、最近水田預託が大変ふえていて聞いておりますが、ただ問題は、これが転作に結びつかないという点が問題のようですね。この点についての実情と、これを転作に結びつける対策、これについても聞きたいと思ひます。

○説明員(近長武治君) 現在水田預託につきましては、五十六年度の実績見込みで全国で六万一千

ヘクタール程度というふうに見ております。これは転作等の実施面積全体に対して九割に相当いたします。水田預託が比較的多い地域は、東海、関東、近畿などの都市近郊地域に比較的多いようでございます。

御案内のように、この水田預託制度は水田利用再編対策が始まりました五十三年度からこういう制度を導入したわけでございますが、端的に申し上げますと、米の需給事情が当時非常に深刻になりまして大幅に転作面積をふやさなければいけない。その際に、第二種兼業農家などを含めましてすべての稲作農家の協力を得たいということでございますが、そういう二種兼業農家などは労働力などの制約がございまして、稲作から転作に移行したときになかなか労働力面で転作がむずかしい。そこで水田を農協等に預けまして、農協等が積極的に、中核農家などの転作と結びつけて、農地利用の集積あるいは農地の高度利用というところにも役に立てていこうというふうな状況でございます。

現在水田預託の実態は、面的には先ほど申し上げましたとおりですが、具体的には、この水田預託の形態は二つございまして、一つは、保全管理ということで農協が農家から転作を目的として農地を預かりますが、作付が行われていない。それからもう一つは、転作に移行しているものというふうにございまして、現在のところ、残念ながら大部分が保全管理にとどまっております。

その理由はいろいろあるかと思ひますが、一つは、農地を中核的農家の方に移動さしていくといういわゆる農地の流動化は、その性格上なかなか時間がかかるという問題、それからやはり預託水田の整備状況が客観的に見て必ずしもよくないとか、あるいはやはり都市近郊でございましてところは安定した農業労働力が得られないというふうななかなかむづかしい状況がございまして、ただ私どもとしては、やはりこれが転作に結びつくということが制度の趣旨からしましてねらいでございまして、これからそういう事情なども十分に

調べながら、それからこういう制度の趣旨ということも農家あるいは農業団体の方に徹底をさせるということ、なるべく転作の方に移行していきたいというふうな考へておりますが、実態が先ほど申し上げましたような状況でございまして、相当な努力を必要とするのではないかとこのように思っております。

○近藤忠孝君 この点については、やはり転作に結びつける対策として、転作しやすい、条件のいい水田への預託がえとか、預託水田の転作集団等への集積を進めるといふようなことが論じられておりますので、ひとつそういう方向を進めてほしいと思ひます。

時間もわずかです。あと最後に大蔵省とそれから農水省、両方に見解を求めたいんですが、最近経団連で「わが国農業・農政の今後のあり方」と題する提言を発表いたしました。これは第二次臨調の答申、本答申を意識しての財界の一つの見解であり、そこに、答申の中に織り込もうという、こういう意図があると思ひます。その中身は大変重要な問題点を含んでおりまして、端的に言いますと、要するに補助金による過保護農政からの脱却を求めている。で、かつての国際分業論とはやや違うようですが、これを、農業を産業として位置づけろという点を強調しております。

問題は、具体的な問題として補助金から低利融資への切りかえを求めているという、かなり具体的な提言なんです。となると、これは当然臨調答申にもはね返ってくると思ひます。きょう審議している法案は、まさに補助金が大変大きな場を占めておりますし、先ほどその議論があつたんですが、こういう提言に対して大蔵省それから農水省、それぞれどう考へるか答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 経団連の提言について詳しくということではなくて、基本的な考へ方を申し上げます。農業の特殊性というものがあつて、農業につきましては、その他の産業と違ひまして、自然条件に左右されるというふうな

問題もございまして、経済合理性だけでは割り切れないといった面がございまして。しかし他方、農業も産業であるということでありまして、方向といたしましては、生産性の向上を図りながら自主的に農業の発展を図っていくという努力が重要ではないかというふうな考へております。

国の助成のあり方でございますけれども、生産性の向上を助けるような方向で、つまり生産性を向上しないでも何とかやっていけるということではなくて、生産性の向上を助けるような方向で助成をしていくということではないか、こういうふうな思ひでございまして、助成の仕方につきまして、たとえば補助金ではなくて融資ではどうかというふうな御議論もいろいろあると思ひますが、その辺は、そのあたりとか効果とか、そういったものを見ながら、やっぱり一つ一つ判断していくべき問題ではないかというふうな考へております。

○政府委員(佐野宏哉君) 一般論でございますが、私も農林水産省といたしまして、納税者が大変御苦労をなさつて納めていただいている税金を使わしていただくわけでございますから、できるだけ経済的に政策を運営していくべきことは当然でございますが、ただ、農業共済事業は国の農業者に対する災害対策の主要な柱でございますので、そういう貴重な税金を使わしていただくべき正当性を持った仕事であるというふうな思ひでございまして、もちろん節約には心がけますが、その中でやはり適切な予算は予算案に計上するよう努力をしていきたいというふうな思ひでございまして。

○三治重信君 農業共済の關係でちょっと御質問いたしますが、農業勘定というのですか、稲作やあちちの方の農業勘定だと、この資料から見ると再保険で一般会計から出したやつをまた戻して、赤字になると一般会計から繰り入れて、赤字になると一般会計から繰り入れて、五十二年からは一度も一銭も返してない、借りるばかりだ。こういうことなんです、これは

○三治重信君　ひとつ、制度をつくつたらそれが機能をしていかない場合には、ひとつ早く再検討

こと考えていて。もう一遍ちよつとわかりやすく……。

ども、この再保険會計で大蔵省が財投なり何なりで貸しておいてやつていけば、翌年で精算できる

共済、烟作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする

繰入金に関する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、派遣委員の報告に関する件につきましてお諮りいたします。

先般、当委員会が行いました租税及び金融等に関する実情調査のための委員派遣につきまして、派遣委員からの報告書が提出されておりまして、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十一分散会

〔参照〕

大蔵委員会派遣委員報告

委員長 河本嘉久蔵
理事 中村 太郎

理事 藤井 裕久
理事 山田 篤
理事 堀田 啓典
委員 嶋崎 均
委員 鈴木 和美

昭和五十七年一月十八日より二十日の三日間にわたり、近畿地区における租税及び金融等に関する実情を調査した。

なお、矢追秀彦君及び近藤忠孝君の両委員の現地参加を得た。

以下、その概要を報告する。

一、一般経済概況

近畿財務局管内二府(大阪、京都)、四県(兵庫、奈良、和歌山、滋賀)の面積は全国の七・二%を占めているのに対し、人口は一六・七%を占め、一平方キロメートル当りの人口密度が七一・六人(全国平均三二・〇人)と極めて高い水準にある。各種経済諸指標を全国に対する割合で見ると、純生産額一七・〇%、卸売販売額二一・九%、小売販売額一六・六%、金融機関預金残高二〇・〇%、国税徴収決定済額一九・五%となっており、当地区の経済規模は、全国のはほぼ二割を占めているといわれている。

域内に神戸港、大阪港という我が国有数の港湾施設があり、五十五年の輸出入通関額の全国シェアが二六・六%に達するなど、貿易活動が活発である。しかしながら、最近の近畿経済は若干下降気味で、全国に占める管内の純生産額の割合は四十八年度の二〇・八%から一七・〇%に、株式売買高も四十八年度の二・二%から五十六年一月〜九月の二・〇%に低下しており、こうした傾向は、主として、政治・経済等の中枢管理機能が東京へ集中していることなどが要因となっているといわれている。

二、最近の経済情勢

最近の近畿財務局管内経済動向をみると、輸出は依然高水準であり、民間設備投資も底堅く推移しているが、個人消費はいまだ盛り上がり欠け

ており、住宅投資も低迷しているなど総じて景気回復の足取りは緩やかである。

企業の生産活動をみると、加工型業種では総じて堅調な動きを維持しており、素材型業種では在庫調整が進展し、一部には減産緩和の動きも出ているがなお減産継続の業種もみられ、生産活動の回復は緩やかなものとなっている。

需要面をみると、輸出は予想以上に好調で引き続き高水準を保っており、民間設備投資も製造業を中心として省力・合理化投資、更新投資等の根強い投資意欲がみられ堅調な動きを維持している。一方、個人消費は、実質賃金の上昇が緩やかであったこともあって、感り上がり欠けしており、住宅投資も依然低迷している。

企業収益は、五十六年度上期では需要回復の遅れによる売上げの伸び悩みから、前期に引き続き減益となったが、下期では多くの業種で増益となるものと見込まれている。

雇用情勢については、求職者の増加に対して企業の求人活動は低調であるなど依然足踏み状態にあるが、有効求人倍率は五十六年五月の〇・四九倍から十月の〇・六〇倍へやや向上きとなっている。

卸売物価は円安の影響もあって小幅上昇しているが、依然前年水準を下回っており、消費者物価も落ち着いた動きを示している。

今後の見通しについては、輸出及び設備投資は依然堅調に推移するものの、個人消費の回復テンポが鈍いことなどから、景気回復の足取りは引き続き緩やかなものであろうとの見方が多い。

三、金融概況

近畿地区に本店を有する金融機関は、都銀四行、信託一行、地銀八行、相銀三行、信金六五行である。これら金融機関と、管外本店所在の金融機関との当管内における総預金額は、五十六年九月末現在四五兆九、四〇〇億円(全国シェア二〇・〇%)、貸出残高三兆九兆三、五二八億円(全国シェア二〇・二%)である。

が五十五年八月から五十六年十二月にわたり計三・五%引き下げられたのに伴い、五十五年九月末に比べ五十六年九月末の貸出約定平均金利は、都銀で一・三五〇%低い七・五・九%、地銀で〇・九八四%低い七・七・三%、相銀で〇・八六九%低い八・一七四%、信金で〇・三五五%低い八・五七六%となっている。公定歩合引下げに対する追従率は、中小金融機関ほど低くなっているが、中小金融機関の貸出約定平均金利は全国平均に對してもと低水準であり(五十六年九月末における全国の貸出約定平均金利は、都銀七・五・一%、地銀七・七・三%、相銀八・二・二%、信金八・七・七%、中小金融機関の経営が悪化していることを示している)。

企業の資金需要をみると、設備資金は依然根強いものがあるが、運転資金では前向き資金が引き続き盛り上がり欠けしており、後向き資金も全般的に減少しているため、資金需要は落ち着いた動きをみせている。

証券関係では、管内本店所在の証券会社五二社、支店所在二八社があり、これら証券会社を通じての大阪証券取引所の株式売買高の全国シェアは、戦後において三十五年の二八・八%をピークに年々低下し、五十五年には一〇・五%、五十六年一〜九月には二・〇%までに落ち込んできている。このため、大阪証券取引所では全国シェア維持・拡大に努めているが実効があらわれないのが実情である。

四、税務行政

大阪国税局管内八三税務署における五十五年度国税徴収決定済額は五兆二、四九七億円と初めて五兆円台になり、前年度に比べ一四・三%増、五五四億円増加した。各税目の全国に占めるウェイトをみると、源泉所得税が一八・六%、申告所得税が一八・二%、法人税が二〇・九%、物品税、揮発油税等が一五・五%台であるのに対して、酒税が二八・九%と極めて高く、総じて全税額で一・九・四%の全国シェアとなっている。

また、同税徴収決定済額における各府県別の構

成割合をみると、大阪府が五九・二%と最も高いウェイトを占め、次いで兵庫県が二〇・七%を占めており、この両府県で全体の七九・九%を占めている。

国税収納の状況をみると、五十五年度の管内収納額は五兆三〇八億円で前年度に比べ六、四二〇億円（一四・六%）の増収となっている。これは、個人消費の停滞や冷夏の影響により酒税、物品税に落ち込みがみられたものの、法人税と源泉所得税が、それぞれ三月決算法人の好調と給与等の増加により高い伸びを示したことによるものである。

管内における五十五年度分の滞納発生は、一、〇〇六億円（発生割合二・〇%）で前年度に比べ六八億円（七・二%）増加した。当該年度中に徴収すべき滞納の総額は、繰越分を含めて二、一〇九億円であり、そのうち、一、二二〇億円を徴収した。処理割合は五七・八%となっている。この結果、滞納額（五十六年六月末現在）は八八八億九千九百円（うち、申告所得税分は三九〇億円）となり、前年度に比べると五五億円（六・六%）増加した。

一方、管内の国税局分を含めた税務関係職員は九、四四四名で、定員は数年来増加をみていないが、現在五年前に比べ所得税納税人員が一五・四%増の九四万人、法人税一・五%増の二七万件と増えてきており、申告事案に対する実調率は所得税で四・四%、法人税で一・五%と低下しており、いずれもこの十年間で三%ポイントほど下落している。そのほかに、最近の税務行政上の問題として、確定申告時における還付申請件数の増加に対する事務処理及び五八年一月からのグリーン・カード制に対する準備のあり方等が、指摘されている。

近畿を管轄する大阪国税不服審判所における五十五年度分の審査請求発生件数は七三三件で、前年度繰越分を含めた要処理件数は一、八七五件、このうち五十五年度に処理したものは取下げ一三〇件、却下五七件、棄却四八八件など合計九一〇件で、残る九六五件が未処理となっている。五十

五年度の審査請求事件の発生七三三件を税目別にみると申告所得税が全体の六八%を占めている。また、審査請求人の主張の全部又は一部を認容したものは、処理件数全体の二六%である。

国税不服審判所は、所得税、法人税、相続税等の国税について不服がある場合の行政段階における最後の審査機関として、納税者と課税庁のいづれにも偏しない公正な審判を行うことを使命としており、当該審判所発足以降一年間の処理状況によると、要処理件数一一、二一九件のうち一〇、二五四件を処理し、処理の内訳は、審査請求人の主張の全部又は一部を認めたものが三四%を占めている。

五、税関行政

1 大阪税関

五十六年一～十一月の管内貿易額は、輸出三兆一、五七四億円、輸入三兆二、五一八億円で、輸出入バランスは、九六四億円の入超であり、輸出入額を対前年比で見ると、輸出の伸びが一五・六%であったのに対し、輸入の伸びが二・〇%と大幅に落ち込んでいる。全国貿易額に占める管内のシェアは、輸出一〇・〇%、輸入一・一%台となっており、一割税関ともいわれている。地域別貿易動向をみると、輸出入とも東南アジア・共産圏のシェアが大きい。

大阪税関の貿易額を商品別で見ると、輸出では機械機器（テープレコーダー、ラジオ受信機、科学光学機器等）、金属製品（鉄鋼等）が主力で、全体の七六%を占めている。輸入は原材料が七割以上を占め、そのうち原油等の鉱物性燃料が四九・三%とその主力となっている。

外国貿易船の入港隻数は五十五年で二〇、一二三隻で、全国に占めるシェアは一〇・六%である。五十六年一～十一月では木材の入港の減少の影響で九、〇七七隻となっている。このうち大阪地区の大阪港、阪南港、南港のウェイトが大きく、管内入港隻数の七三・二%を占めている。また五十六年一～十一月の伊丹空港における外国貿易機数は、成田空港の三四%にあたる九、〇二六機

（前年比三・四%増）で、入国者は一四二万八、七〇三人（同三・八%）と増加している。

管内の五十六年一～十一月の犯刑検挙件数は、全国比で二九%にあたる一、四三三件で、過去最高であった前年の一、九〇〇件より減少している。なかでも社会悪事犯の検挙が増加傾向にある。覚えい刑の押収数量は調査中のものを含めて、二二・四キログラムに達している。

なお大阪税関では、入国旅客数の伸びが著しく携帯品処理のため、成田税関に続き、電算化システムを五十六年十二月から伊丹空港税関支署に導入している。

2 神戸税関

五十六年一～十一月の管内貿易額は、輸出七兆三、一六七億円、輸入四兆七、七九七億円で、輸出入バランスは二兆五、三七〇億円の大輸出超であった。

これを対前年比伸び率で見ると、輸出は五十五年が二九・八%の大幅伸びであったのに対して、一八・七%の伸びとその伸び率が下がっており、一方輸入は、国内の景気低迷を主因に、五十五年の二二・七%の大幅伸びから、逆に六・九%の下落となっている。

全国貿易額に占める管内のシェアは、輸出二四・一%、輸入一六・七%で、輸出のシェアは五十四年、五十五年の二二・三%を上回っているが、輸入のシェアは低下傾向にある。地域別貿易動向をみると、輸出は東南アジアなどの発展途上地域向けが五四・八%と過半を占め、アメリカなどの先進地域向けは三六・八%を占めている。輸入は発展途上地域からが五三%を占め、増大の傾向を示している。

管内の貿易額を商品別で見ると、輸出では機械機器（船舶、自動車、電気機器等）が五二%と全体のほぼ半分を占め、金属製品（鉄鋼等）一八・七%、繊維製品一四・一%の順となっており、かつて当該管内の主力輸出品であった繊維製品のウェイトは大きく減少してきている。輸入は鉱物性燃料（原油、石炭等）が全体の四一・三%を占

め、これに鉄鉱石等の金属原料、繊維原料、その他木材等の原材料が輸入総額の六七・九%を占めている。これを一〇年前と比較すると、鉱物性燃料のウェイトが二・四倍となっており、全国と同様に著しい高まりをみせている。

神戸港におけるコンテナ貨物の輸出入額をみると、輸出ではこれまで最高であった五十四年の実績（一兆六、一六九億円）を大幅に上回り二兆二、三六六億円となり、五十六年一～六月でも一兆一、七二八億円となっている。輸入は五十五年において前年実績並みの一兆五七二億円で五十六年一～六月には四、九〇八億円と落ちている。またコンテナ化率は、五十年以降一貫して漸増し、五十五年には輸出入とも五〇%を超え、五十六年一～六月では、輸出五二・七%、輸入五一・七%となっている。

外国貿易船の入港隻数は、五十五年に二一、五八二隻で、五十四年以降減少の傾向にあるが、全国シェアでは二七・七%を占め、税関別では全国一位となっている。

五十五年の管内犯刑検挙件数は六五一件で、前年に比べ七件増加している。内訳では、密輸入五六二件、密輸出五九件、その他三〇件となっている。密輸入事犯では麻薬類一六件、銃砲類五件で、特に覚えい刑の押収数量は二・六キログラム（五十六年一～十一月では六・八キログラム）と、相変わらずこれに対する根強い需要があることを物語っている。最近では、コンテナ貨物に隠匿するなど、密輸入の手段が悪質巧妙化しており、水際の警戒による重点的な取締りを強化している。

六、造幣事業
最近における補助貨幣製造枚数は、五十三年度三〇億枚、五十四年度三一億枚、五十五年度三三億枚であり、五十六年度は三二億枚を製造する計画である。貨幣の需要は、年々の国民経済の拡大とともに着実に伸び（過去三年平均伸び率六・三%）を示しており、今後も経済活動の拡大に加え、自動販売機等の一層の普及もあって引き続き伸びを続けるものと予想される。

臨時通貨法の一部改正で発行されるに至つた五〇〇円貨幣は、五十六年十一月の打初め式の後、機械、器具等の最後の調整を終り、本格的な製造に入つており、五十七年四月には一億枚が一般流通する予定である。五〇〇円貨幣は、素材白銅、量目七・二グラム、直径二六・五ミリメートル、厚さ一・八ミリメートルとなつてゐる。貨幣の縁に文字を刻み込む、いわゆるレタリングは、欧州諸国で古くから、識別と偽造防止のために、主として高額貨幣に採用されてゐるが、わが国では初めての試みである。

装金事業としては、生存者叙勲の復活、戦没者叙勲の開始等により、最近では一万五千個から二万個前後の製造を行つてゐる。なお、貨幣製造に必要な分析技術を応用して貴金屬地金の精製・品位証明、貴金屬製品の品位証明及び地金・鉱物の分析試験の各業務を行つてゐる。

七、専売事業
日本専売公社関西支社は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の六府県を管轄してゐる。このほか消費者サービスをねらいとして、サービスセンターを大阪府三ヶ所、京都府一ヶ所、兵庫県一ヶ所、それぞれ設置してゐる。

管内における五十六年度四・十二月期におけるたばこ販売実績は、四二億本、三、六七六億円で、前年同期に対し、数量で一・二%増、総定価代金で五・四%増となつた。また、一〇本当り定価代金は八六円九二銭となり、前年同期に対し、三・七%増加した。銘柄別では、主力銘柄のマイルドセブンは着実に販売数量を伸ばし、四・十二月の販売数量は二六六億本、管内の国内普通品に占める割合は四〇・五%となり、総需要確保に大きく貢献してゐる。五十六年度の重点銘柄に位置づけられてゐるキャビン八五は、販売促進活動の効果が見え、四・十二月の販売数量が一四億本となつて、第七位銘柄にランクされてゐる。五十六年七月に新発売されたテンダーは全域的にはやや低水準で推移してゐるが、二〇〇円価

格群のトータルアップの役割は果してゐる。輸入たばこの四・十二月の販売数量は六・九億本となり、対前年同期実績に対し、二・五%増と大きな伸びを示してゐる。これは五十六年四月以降の輸入たばこ各メーカーによる活発な広告宣伝活動および輸入たばこ取扱店の拡大等によるものであり、国内販売総数量に占める輸入たばこの割合は、四・十二月販売実績において、一・六%となつてゐる。

五十六年度四・十二月に近畿地区六府県および市町村へ納入したたばこ消費税額は、九四〇億円となり前年同期納付額に対し、一・五・一%増加した。

五十六年度の管内葉たばこ耕作面積は四六一ヘクタールと狭く、うち、兵庫県五四%、京都府二八%となつてゐる。産地のうち、農家の都市化現象などの影響により、北部裏日本地帯が主力となつてゐる。五十六年度の葉たばこ買入代金は一八億三、七〇〇万円で、一〇アール当り代金は四〇万円であつた。

なお、たばこ製造関係では、管内にある京都、高槻、茨木の三工場を統合し、京都市伏見区に、五十七年九月操業を目的に、関西工場の建設が進められてゐる。同工場は、敷地面積約二二、〇〇〇平方メートル（建物延面積約一三、七、〇〇〇平方メートル）、製造規模年間二五〇億本程度、製造銘柄一般銘柄三銘柄・調整銘柄七銘柄の調整工場となる予定である。

五十六年度（十二月末まで）の管内塩生産は、収納実績で一〇五、九一五トンと、最近における需要の減少動向を反映して、前年同期に比し一、四八二トンの減になつた。一方、同期の一般用塩の販売実績は、一三六、七七九トンであり、前年同期に比し、八、一三六トンの減となつた。これは塩価改定に伴う前年度末の仮需要の反動もあるが、消費面で、食品工業が比較的堅調に推移したものの、家庭用における減塩好、景気低迷による工業用の不振等が影響したためである。一方、ソーダ工業用塩も、塩ビ、アルミ、紙パ不況

のため、約九%の減を示した。
近畿地区における経済、金融、税務行政、税関行政、造幣事業、専売事業の概況は以上のとおりであるが、さらに滋賀県琵琶湖総合開発事業及び大倉酒造株式会社との醸造状況視察し、それぞれ当面する諸問題等について意見の交換を行ったことを付記して報告を終る。

十二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、所得税の物価調整制度に関する法律案（衆

議院）
所得税の物価調整制度に関する法律案
（目的）
第一条 この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に依り得る控除の額等の改定を行う制度を確立し、もつて所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

（改定の措置）
第二条 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和五十五年（この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年。第四条第一項において「基準年」という。）の物価指数の百分の百五を超えるに至つた場合においては、その年分以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に依り、所得控除の額等を改定する措置を講ずるものとする。

（改定の対象）
第三条 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。
一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第三項に規定する給与所得控除額（以下「給与所得控除額」という。）に係る次

に掲げる金額
イ 所得税法第二十八條第二項に規定する収入金額（ハにおいて「収入金額」という。）の区分の上限の金額として同条第三項第一号から第四号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第二号から第五号までに規定する金額
ロ 給与所得控除額の最低額として所得税法第二十八條第三項第一号に規定する金額
ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第二十八條第三項第一号から第四号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第二号から第五号までに規定する金額
二 所得税法第七十九條第三項に規定する障害者控除の額、同法第八十條第二項に規定する老年者控除の額、同法第八十一條第二項に規定する寡婦（寡夫）控除の額、同法第八十二條第二項に規定する勤労学生控除の額、同法第八十三條第三項に規定する配偶者控除の額、同法第八十四條第三項に規定する扶養控除の額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の十四第一項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる金額を含む。）及び所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額
三 所得税法第八十九條第一項の表の上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額
（改定の方法）
第四条 第二条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定は、それぞれ、当該金額にその年の前年における物価指数の基準年の物価指数に対する割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗することにより行うものとする。この場合において、その改定後の当該金額に五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の

端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

2 第二条の規定による前条第一号ハに掲げる金額の改定は、前項の規定による改定後の同号イに掲げる金額を基礎として行うものとする。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(所得税法別表の改定)

第五条 第二条の規定による改定が行われる場合においては、その改定後の第三条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第二、別表第四から別表第七まで、別表第七の付表及び別表第八につき、それぞれ、必要な改定を行うものとする。

(政府の義務)

第六条 政府は、第二条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改定（これに伴い必要と認められる改定を含む。）を行うための所得税法及び租税特別措置法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年分以後の所得税について適用する。

二月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願(第三号)

一、税制改革に関する請願(第一九号)(第二〇号)(第二二号)(第二三号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)

四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)(第六六号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)(第一一九号)(第一二〇号)(第一二一号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)(第一二五号)(第一二六号)(第一二七号)(第一二八号)(第一二九号)(第一三〇号)(第一三一号)(第一三二号)(第一三三号)(第一三四号)(第一三五号)(第一三六号)(第一三七号)(第一三八号)

一、大企業優遇税制反対、大幅な減税実施等に関する請願(第一四四号)

一、税制改革に関する請願(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)(第二一八号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二三一号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五号)(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第二五二号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)

一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願(第二七六号)

一、税制改革に関する請願(第二八三号)(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)(第三三六号)(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六三号)(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号)(第三六七号)(第三六八号)(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四三〇号)(第四三一号)(第四三二号)(第四三三号)(第四三四号)(第四三五号)(第四三六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)(第四四〇号)(第四四一号)(第四四二号)(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)(第四四七号)(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五一号)(第四五二号)(第四五三号)(第四五四号)(第四五五号)(第四五六号)(第四五七号)(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)(第四八一号)(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号)(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)(第四八八号)(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二号)(第四九三号)(第四九四号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第四九九号)(第五〇〇号)(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一号)(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一号)(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一号)(第六三二号)(第六三三号)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四一号)(第六四二号)(第六四三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)

一、北海道東北開発公庫の存続等に関する請願(第五四二号)

第三号 昭和五十六年十二月二十一日受理
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願

請願者 東京都保谷市柳沢四ノ三ノ一〇 小林つね子

紹介議員 上田耕一郎君

今後十年間にわたる中学卒業生の急増に対応し、希望するすべての子どもに行き届いた高校教育を保障するため、次の事項について実現を図られたい。

一、公立高校用地確保のため、筑波移転跡地(目黒区駒場・世田谷区祖師谷・田無・東村山・小平)及び基地(大和・立川・関東村)の優先払下げを早期に実現すること。

二、公立高校用地確保のため、新たに助成措置を講ずること。

第一九号 昭和五十六年十二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県深谷市東大沼堀ノ内八六ノ

一 矢部道夫 外九名

紹介議員 阿貝根 登君

一、所得税・住民税の課税最低限度額を物価にズライドさせ引き上げること。また、累進税率の見直しを行うこと。

二、所得税捕提率の是正を推進するため、総収入申告制度の導入など、抜本的税制改革を行うこと。

三、医師優遇税制の撤廃など不公平税制を是正す

ること。
四、脱税に対する罰則の強化と時効の延長を図ること。

第二〇号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県太田市宝町一九九ノ一二
矢羽和紀 外九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県与野市上峯一ノ一〇ノ三
川七直哉・外九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二三号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市喜多町一〇九ノ五
神田松男 外九名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二三三号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木一ノ一〇ノ六
片山直裕 外九名
紹介議員 樺山 篤君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都板橋区上板橋三ノ七ノ八
馬島勝次郎 外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県太田市内ヶ島四四五 小林 孝夫 外九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市大戸一、七三三 森 田幸男 外九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二七号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町早川一六〇 荒井利明 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二八号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県高崎市倉賀野町一、六四四 田中キヨ 外九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町木崎一、六九 二ノ三 遠藤信弥 外九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町木崎一四六ノ一 太田幸吉 外九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡尾島町世良田一、三八九ノ一 山崎正勝 外九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町小金井七四〇 小保方篤 外九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町上江田三六〇 三ノ三 丸山寿枝 外九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三四號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡新田町早川四八七 清野修 外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都板橋区常盤台三ノ二四ノ一 二ノ高橋輝子 外九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県新田郡尾島町阿久津五六二 柳田明 外九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市宮子町一、一五〇 ノ一 栗田一民 外九名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三八號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野台一ノ一七ノ一 鈴木忠広 外四名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三九號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県大里郡妻沼町小島二、七三 八 高橋利幸 外九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四〇號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 群馬県太田市西長岡五九九 田島 和美 外九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四一號 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市万願寺三ノ三 岩沢 隆 外三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四二号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町一ノ一、
二二一 鈴木義治 外九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市日野台一ノ一七ノ三
長浜功 外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市川口町三、二〇六
ノ七 秋場武 外九名

紹介議員 対馬 孝昌君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四五号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡城山町川尻一、
七九九 佐々木幸義 外八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四六号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市東平山一ノ三ノ八
山口いつ子 外六名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡玉川村玉川二、七六
一 小沢藤吉 外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町一ノ一、
一五九 三好藤雄 外九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市めじろ台三ノ九ノ
一一三 須キミ子 外九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五〇号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市丹木町二ノ一一八
塩野光男 外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五一号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市石井二、三三四ノ二
鈴木正春 外九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五二号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡玉川村日影八九 関
口秀則 外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五三号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山村熊井一八
小鷹千代 外九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五四号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町折原一九八
加藤清則 外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡玉川村五明七六七ノ
一 田中茂 外九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡嵐山町川島二、二九
八 好田千代子 外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町大塚四四 飯
野春雄 外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五八号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町腰越六二五ノ

一 杉田明弘 外九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五九号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都台東区池之端四ノ一四 笹
川市郎 外九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六〇号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市小相木町六四六ノ一
梅山マシヨ内 吉川道男 外
九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六一号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町仲二ノ三、
五六六 新井清 外九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六二号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市茂呂町五三〇ノ二
児島一郎 外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六三号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町用土二六五ノ
三 松井洋子 外九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六四号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県深谷市柴崎七二四ノ一 坂根静江 外九名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六五号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県深谷市上野台二、九三二 岡野妙子 外七名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六九号 昭和五十六年十二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府堺市原山台五丁一ノ五ノ八 〇四 上里茂 外八千六百八十名
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七〇号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願(二通)
請願者 横浜市中区並木町一ノ一〇ノ八 〇二〇一 大塚寿保 外一万一名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七三三号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県草加市柴町二ノ一ノ三二ノ五 〇一〇 大谷正勝 外五千九百九十九名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七八号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

請願者 新潟県長岡市神田町三ノ四ノ二 土田俊郎 外五百十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七九号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県沼津市東沢田二〇四ノ六 鈴木政夫 外四千四百十九名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八〇号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 福岡県久留米市野中町九六六ノ一 四 津田文男 外三千五百名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八一号 昭和五十六年十二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 香川県坂出市林田町三、六二三 細谷康雄 外五千名
紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九一号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 京都府長岡京市高台一ノ一三ノ二 笹川隆 外九名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九二号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市高野台一ノ一ノBノ四七ノ三〇三 村田義幸 外九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府東大阪市森河内六六二ノ一 田中茂文 外三名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九四号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 高知市上町四ノ一〇ノ三〇 中島 仁助 外九名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九五号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府東大阪市水走五〇二ノ四 涌本篤宜 外八名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九六号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府東大阪市毛馬町二ノ九ノ一 長谷川市治 外七名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九七号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府枚方市宮之阪四ノ一〇ノ九 眞伸彦 外九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九八号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府門真市柴町一六ノ五 東木 進一 外七名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九九号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市清和園町九ノ六 清水達也 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇〇号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府八尾市淡川町七ノ七ノ八四 池内文彦 外九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇一号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府和泉市富秋町三三七 隅谷 淳次 外九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇二号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府東大阪市池島町三ノ一ノ九 加賀城隆 外八名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市中区基町一八ノ一ノ一、一四四 土佐岡正義 外九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市清和園町九ノ六 清水達也 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市清和園町九ノ六 清水達也 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市清和園町九ノ六 清水達也 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市清和園町九ノ六 清水達也 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇四号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪市東住吉区住道矢田一ノ二三
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇五号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町八幡三ノ一四
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇六号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘七四ノ
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇七号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区瀬野川町中野五三
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇八号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区瀬野川町中野七、四
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇九号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市南区西盤屋一ノ一ノ二九
山根光登 外九名

紹介議員 坂倉 藤吉君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一〇号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区瀬野川町中野六、三
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一一号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県東広島市高屋町白市一、〇
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一二号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県東広島市高屋町造賀 神田
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区瀬野川町中野六、三
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一四号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区阿戸町六、二五六
前原光美 外九名
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一五号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区瀬野川町下瀬野一、
二〇九ノ一五 峰本正行 外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一六号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町波野 内山
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一七号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町新川 岩立
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一八号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町長田 吉田
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一九号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町丸原一〇七 中
下任人 外二十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二〇号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町本郷 芳川栄佑
外六名
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二一号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町名倉二六
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二二号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町川田鉄工旭工場
内 岡本寿 外九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二三号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町都川 鶴岡竹男
外九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二四号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町都川 西本明
外九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二五号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 島根県那賀郡旭町木田 浜井照子
外十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年十二月二十四日受理
税制改革に関する請願

第五部 大蔵委員会会議録第二号 昭和五十七年二月十六日 【参議院】

請願者 広島市安佐北区白木町三田七、四

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二七号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市中区吉島東一ノ二六ノ四

伊藤章 外九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二八号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県賀茂郡豊栄町清武 林一三

外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二九号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県双三郡三和町上巻 佐藤連

外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東海田五、四

七十一 重久孝一 外九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三一号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市南区堀越三ノ二四ノ一八

中本俊男 外九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三二号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東海田五、四

七十一 上田守 外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三三号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東海田五、四

七十一 岡本一義 外九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三四号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県山県郡大朝町宮迫 小切茂

美 外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三五号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 島根県邑智郡瑞穂町出羽 大矢千

歳 外九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三六号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 島根県邑智郡瑞穂町下龜谷 日高

重子 外九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三七号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願

請願者 島根県邑智郡瑞穂町出羽 熱田正

博 外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三八号 昭和五十六年十二月二十四日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市中町三ノ九ノ一〇

見原明 外四千四百二十七名

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三四四号 昭和五十六年十二月二十四日受理

大企業優遇税制反対、大幅な減税実施等に関する請願

請願者 京都市下京区西七条北月説町四〇

中原弘志 外二百六十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君

政府は、第二次臨時行政調査会第一次答申の具体

化として行政改革の名のもとに、福祉・教育・医

療など国民生活関連予算や中小企業補助の削減、

地方自治体への負担の転嫁と補助金・交付金のカ

ットなど国民への犠牲を全面的に強要しつつ、一

方でアメリカの意をくんだ軍備増強と大企業への

一連の優遇措置を強引に押し進めようとしてい

る。今こそ軍事費を削り、大企業優遇措置をや

め、利権と汚職・腐敗、むだの多い、真に国民の

ためになる民主的行政改革の実現のため、次の措

置をとりたい。

一、国民と中小企業者に負担を強いるまやかしの財

政再建をやめること。

二、大企業優遇税制をやめ、大幅な減税を実施す

ること。

第三八五号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福本町七八ノ

三 白坂篤雄 外五千九百九十九

名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一八六号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 大阪府南区田島町一五 下里久枝

外百二名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一八七号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 名古屋市長区鳴海町黒石二ノ六、

〇四五 水流勝巳 外四千六十二

名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一八八号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県浜松市子安町二八ノ六ノ

一〇六 島田久仁保 外八十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九〇号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市南区本浦町三ノ一七 石

河ミチ子 外八百九十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九一号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺三七ノ二 大

棚耕一 外八百五十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九二号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(三通)

請願者 富山市東町三ノ二ノ六 上嶋一嘉
外九千八百八十名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九三号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 広島市中区南千田西町五ノ九 利田広生 外八千四百九十名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九四号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市高松二五八ノ三 浜本直一 外一万八千八百八十一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九五号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 長崎市大谷町二四九ノ四 林志郎 外八千五百一名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九六号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 兵庫県加古川市平岡町西谷三ノ五 大西義明 外七千九百十八名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九七号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市浜二ノ一九ノ一一 高木英男 外八千七十七名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九八号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町本町三二四 佐藤佳夫 外八千四百四十一名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一九九号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区一州町五 多々良友亮 外八千八百八十七名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市金森四二四 田辺雄一 外七千五百九十九名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二〇一号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 長崎市古賀町一、二三〇ノ一二〇 松室恵美子 外九千十名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二〇二号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願(三通)

請願者 香川県高松市太田下町二、四二四ノ八 橋本博文 外八千二百八十三名

紹介議員 柳澤 鍊造君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二〇三号 昭和五十六年十二月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市南区青崎一ノ二〇ノ三 中塚義仁 外八百三十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二一五号 昭和五十六年十二月二十五日受理

大型間接税反対と歳出削減に関する請願(三二通)

請願者 大阪市東区徳井町二ノ四三 永和紙業株式会社内 永通黨 外三十一名

紹介議員 中山 太郎君

財政再建のための大型間接税の導入は、いかなる形式のものであれ、これを行わないようにされた。また、歳出構造の徹底的見直しにより国民が納得する財政再建を断行されたい。

理由 (一)大型間接税の導入は、高額所得者優遇・低額所得者重課となり、負担公平の租税基本原則に逆行するのみならず物価の上昇、消費の停滞など諸問題を引き起こすことになる。この大型間接税の体系として「製造者庫出し税」を論ずるむきもあるが、庫出し課税対象企業の線引きは極めて困難であり、小規模な下請け、加工業者泣かせの企業課税となり不合理・不公平を増大することになる。仮に大規模製造者庫出し税として新税が創設されるとしても、一度税法が成立すると、その後の枠組みの法改正は極めて簡単であり、最終的には一般消費税類似の大型間接税へと発展していく可能性が大きい。また、福祉を目的とした福祉税として導入すべきだとの論もあるが、現行福祉税制度には幾多の矛盾等があり、これらの改善を行わないで財源確保にすることは、更に不合理・不公平を拡大することになる。このように財政再建のためには大型間接税導入を行うことは、真の解決策とならないばかりか、放漫な歳出構造と行政機構の肥大化を促進し、民間の活力を失わしめ、国力の衰退につながる。既に衆・参両院において「一般消費

費税によらない財政再建」を行うと決議されており、その後に行われた衆・参両院同時選挙においても、各政党が財政再建のために大型間接税導入を公約した事実はないのであるから、大型間接税導入の是非は国民に問うべきである。(二)先の衆・参同時選挙にあたり、各党は行政の抜本的改革による行政費の削減、補助金等の全面的洗い直しなど歳出の徹底的削減・効率化を通じて財政再建を行うことを公約したにもかかわらず、昭和五十六年度予算は、史上最大の増税と各種公共料金の値上げによつて、四十六兆七千八百八十一億円という巨額なものとなった。政府内部にも、自然増収や五十六年度に実施される大型増税の影響で、五十七年度には国民所得に対する租税負担率が二十六・五パーセントに達するという見解さえみられるほど納税者の犠牲において歳入増が図られ、財政肥大化が進んでいる。こうした高度成長の情性のままにつくつてしまつた放漫な歳出構造を改めるため、各党公約の行政改革の断行と歳出の徹底した削減を行い、「小さな政府」の実現によつて、財政再建を行うべきである。

第二二二号 昭和五十六年十二月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町一ノ三三一 古田美津子 外四千二百七十六名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二三号 昭和五十六年十二月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都秋川市草花一、九〇二ノ二八 浅川静雄 外九百五十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二八号 昭和五十六年十二月二十八日受理

税制改革に関する請願

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

請願者 静岡県浜松市有玉南町一、二五八
ノ一 村上直美 外九百九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二九号 昭和五十六年十二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県呉市阿賀北九ノ一七ノ二三
山根良治 外九百八十四名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二三〇号 昭和五十六年十二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県小笠原郡菊川町西方五、八〇
三ノ二 内田陽子 外八百三十八
名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二三六号 昭和五十七年一月五日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市安芸区矢野町二、九九六
半田政行 外八百六十二名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二三七号 昭和五十七年一月六日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県因島市三庄町三、五二六
森静男 外四千三百六名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四三号 昭和五十七年一月七日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市旭区左近山園地七ノ六ノ三
〇三 植田善次郎 外一万八名
紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。
第二四九号 昭和五十七年一月八日受理
税制改革に関する請願
請願者 兵庫県川西市新田深イノ三二四ノ
一五 河野輝男 外二百九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五一号 昭和五十七年一月八日受理
税制改革に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市住吉町二ノ五ノ六
中村克彦 外七百三十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五七号 昭和五十七年一月九日受理
税制改革に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡太子町東南一八四
中井章夫 外三百九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五八号 昭和五十七年一月九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市千代町二ノ一六ノ
一四 川口三男 外千八名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六一号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡太子町鶴九六一ノ二
六 片岡徳哉 外二百十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六三号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市台町三ノ四ノ一八
有川勝彦 外八百三十四名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六四号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県狭山市狭山台二ノ二五ノ四
菅原正吾 外千七十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六五号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県安芸郡海田町日の出町一ノ
一 川口隆明 外八百三十三名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二六六号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島市南区堀越三ノ八ノ七 松垣
篤 外七百六十七名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二七〇号 昭和五十七年一月十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区金塚町二ノ五三
池本寿子 外千六百六十名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二七二号 昭和五十七年一月十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県呉市広町一八、〇九六ノ一
七三 西本達荘 外九百三十名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二七六号 昭和五十七年一月十二日受理
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に
関する請願
請願者 東京都八王子市石川町二、九五五
ノ二ノ三〇五 波多腰愛子
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八三号 昭和五十七年一月十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県所沢市北秋津七三二 小池
康義 外一万二千六百名
紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二八五号 昭和五十七年一月十四日受理
税制改革に関する請願(二通)
請願者 埼玉県川越市上戸新町二九ノ二〇
中嶋三郎 外五千二百九十名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二八七号 昭和五十七年一月十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市末広町五、三五一ノ
八四 松浦正輝 外六百五十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九一号 昭和五十七年一月二十日受理
税制改革に関する請願
請願者 愛知県小牧市西之島一、八一八
村田朋子 外五百五十二名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九二号 昭和五十七年一月二十日受理
税制改革に関する請願

請願者 川崎市高津区宮前平三ノ七ノ一

釜田弘 外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九三号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 宮城県東市高森四ノ二ノ三九三

日下陽子 外九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九四号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町蟹江新田勝田

場三九ノ一四第三富吉住宅Sノ三

〇三 宮沢清美 外三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九五号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都中野区中野六ノ六ノ七 首

藤健二 外五十三名

紹介議員 西ケ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九六号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大沢一、六六二 堀

田裕史 外十九名

紹介議員 堀山 篤君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九七号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ二〇ノ

五 成相公明 外二十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九八号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢二ノ三八ノ八

ノ二〇二 中村幹夫 外四十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二九九号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都練馬区土支田三ノ二ノ二

相馬淳子 外九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇〇号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県蕨市北町一ノ二三ノ二二

竹平みゆき 外九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇一号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市長区千草台一五 小林淳一

外二十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇二号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区池上一ノ五ノ六 山

西康子 外三十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇三号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切二ノ四七ノ二

石橋由美子 外七十一名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇四号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 愛知県東海市和町一本木一 中

村博行 外四十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇五号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区花畑一ノ二三ノ五

高橋美智子 外十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇六号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉東町三ノ六ノ八

滝川晃 外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇七号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 大阪市旭区高殿四ノ二二ノ五ノ三

一八 佐野義和 外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇八号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 岡山県総社市下原八四九ノ二 浅

沼利津恵 外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三〇九号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 島根県邑智郡瑞穂町下亀谷四五五

稲田敏博 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一〇号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県呉市押込町小田三六〇 上

平京子 外十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一一号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県山県郡大朝町大朝六、九四

二 森川勝博 外四十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一二号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町村田一七四

荒木健一 外四十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一三号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市除ケ町四二ノ一

〇 西弘志 外五十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一四号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市国領町一、四三八

紹介議員 名
ノ四八九 高柳すみ江 外四十二

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一五号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県太田市宝町一九九ノ八 平

原登美子 外四十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一六号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町境八二二 堀越

完 外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一七号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町浅見内堂

ノ下二〇 猿田徳雄 外四十六名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一八号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県浜松市佐鳴台四ノ四〇ノ一

一 和久田千代子 外四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一九号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県周智郡森町睦実二、〇二六

ノ一 太田明 外三十六名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町女塚五二ノ二

安野秀司 外四十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二一号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市岩倉町一、三七七

ノ七三 江面勉 外四十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町早川四七八

角田恒雄 外四十五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市豊田一、九〇四 春

藤聖二 外四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二四号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻南二ノ二九ノ一

〇 沖田欽也 外五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二五号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡城山町川尻六四

六ノ四 金子映子 外四十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二六号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市南平二、一九五ノ四

鈴木晃郎 外五十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二七号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市日野台三ノ一ノ八

柿崎守 外四十七名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都府中市府中町三ノ一ノ一、

五九六ノ一六 村本久子 外四十

九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二九号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市北野町一、六五三

堀吉治 外四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町緑ヶ丘一ノ

一五ノ九 関戸盛久 外四十九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三一号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都杉並区南荻窪三ノ三ノ二

六 池田勝彦 外四十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三二号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都立川市曙町一ノ四ノ二 山

本恵通 外四十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三三号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市日野台三ノ一ノ八

奥山久夫 外四十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三四号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町町二、七〇

九ノ一 野沢悟 外九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三五号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平四ノ一〇ノ一

新見雅夫 外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三六号 昭和五十七年一月二十日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市高倉町四七ノ二

田丸榮寿 外九名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三七号 昭和五十七年一月二十日受理
税制改革に関する請願
請願者 北九州市小倉南区重住二ノ七ノ一
一 福田雅文 外十九名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三八号 昭和五十七年一月二十日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市旭区鶴ヶ峰本町一、二〇三
長谷川薫 外二十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三四二号 昭和五十七年一月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区鶴の木二ノ二八ノ一
五 田端明 外百八十八名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三四三号 昭和五十七年一月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都町田市南大谷九ノ二四
西田守行 外百八十三名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三四八号 昭和五十七年一月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 広島県安芸郡熊野町川角六三七ノ三
秋元正男 外八百九十七名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五一号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 宮城県岩沼市桜五ノ一ノ八 歌川
信男 外百六十二名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五三三号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願(二通)
請願者 横浜市港北区東山田町一、六一一
小泉誠一 外八百二十名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五四号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都世田谷区成城八ノ二〇ノ一
和泉敏雄 外九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五五号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 宮城県仙台市双葉ヶ丘一ノ三ノ二
二 五十石薫 外九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五六号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都台東区東上野三ノ二六ノ八
吉村久美 外九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五七号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都新宿区上落合二ノ七ノ八
山下正江 外四十八名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五八号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都世田谷区松原二ノ一三ノ五
松崎博樹 外六十九名
紹介議員 鶴山 篤君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五九号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 福岡市博多区吉塚二ノ二一ノ二
神文字 外四十五名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六〇号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県大宮市本郷町一三二 塚島
之子 外五十三名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六一号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪五ノ二一ノ二
宇山洋一郎 外九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六二号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府吹田市山田西四ノ四ノ一四
倉田省吾 外二十九名
紹介議員 粕谷 昭美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

税制改革に関する請願
請願者 愛知県江南市赤童子町白山二二八
杉本篤子 外四十七名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六四号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都品川区荏原五ノ三ノ五 石
黒元子 外百五名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六五号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市幸区遠藤町六三 林文子
外二十三名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六六号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市高津区宮前平三ノ七ノ一
木嶋三男 外二十三名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六七号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘九ノDノ三
ノ一〇五 岡本勝美 外九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六八号 昭和五十七年一月二十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府門真市北岸和田六五ノ二ノ
二〇四 池田裕三 外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六九号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二 山根

紹介議員 忠夫 外九名
小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七〇号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 岡山県吉備郡真備町川辺二二三
吉田繁男 外九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七一号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区今井町三六七ノ
一 広沢恵子 外三十三名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七二号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 川崎市中原区井田二二六 矢倉由
貴子 外三十七名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七三号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市西区古江東町二二ノ三〇
正岡敏邦 外四十二名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七四号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町下田中六二七

藤生すみ江 外四十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七五号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市宮本町二三二 小池

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七六号 昭和五十七年一月二十五日受理

税制改革に関する請願

請願者 秋田市高陽青柳町一三ノ一二 小

玉雅敏 外四十八名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七八号 昭和五十七年一月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県呉市西三津田町三ノ三四

夏秋行伸 外六百七十四名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三九〇号 昭和五十七年一月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県高田郡向原町戸島三、二二

八 藤内時義 外九百八十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三九一号 昭和五十七年一月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市西区中広町二ノ三ノ四 山

根伸之 外四千八百五十一名

紹介議員 渋谷 邦彦君

第三九二号 昭和五十七年一月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市汐入町五ノ三三

高橋光雄 外四千九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四一〇号 昭和五十七年一月二十六日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県磐田市北見町一、七二〇ノ

二 栗田進夫 外七百一名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四二二号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 宮城県岩沼市相原一ノ五ノ二三

森良明 外百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四二六号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 秋田市手形山東町八ノ五 若木孝

外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四二七号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町鶴ノ木二

八 沢橋健一 外四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四二八号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県浜松市小沢渡町五一九 松

本よし子 外四十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三〇号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市除ケ町三五〇ノ一

二 小林久江 外四十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三二号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区相生町二三ノ二ノ二

〇五 本橋文雄 外四十五名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三三号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町木崎二八九ノ

一 菅やよい 外四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三三三号 昭和五十七年一月二十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市柚木一、八二八ノ

一一五 小林律子 外四十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三四号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都立川市幸町五ノ九〇ノ二〇
宝泉隆司 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三五号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市川口町一、五九七
ノ五 森孝男 外四十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三六号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野台二ノ二二ノ一
二 大野光子 外四十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三七号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市別所一五四 内田
登 外四十三名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三八号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市安町三ノ二ノ一
岸政男 外四十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四三九号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都多摩市豊ヶ丘二ノ五ノ四ノ
二〇一 河野英男 外四十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四〇号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都立川市柏町四ノ五三ノ五
関根正満 外五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四一号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市式分方町三二三ノ
二 早乙女良子 外四十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四二号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市下恩方町一、八二
三 石田敏郎 外四十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四三号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市台町二ノ一九ノ一
三 峰尾一彦 外五十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四四号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都立川市高松町二ノ二二ノ二
一 広瀬広之 外九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四五号 昭和五十七年一月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市東浅川町一、〇〇
八 長堀由紀 外九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四六号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市初沢町一、四三七
高橋弘 外九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四七号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都小平市学園西町一ノ一ノ二
清水治助 外五名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四八号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市永岡七四ノ四五
桜木淳子 外十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四七二号 昭和五十七年一月二十七日受理
税制改革に関する請願
請願者 愛知県大山市五郎丸屋東五五ノ
五 古山五郎 外百六十八名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四四七四号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市小宮町九九八 吉
田金次郎 外九名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七五号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町一、四四
二 水越透 外九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七六号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県津久井郡藤野町名倉二四
八 倉田安一 外九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七七号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都昭島市宮沢町二五五ノ九
大坂正美 外九名

紹介議員 苗ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七八号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野台五ノ八ノ五
佐々木正敏 外九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四七九号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市南新町五 山崎延
子 外九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八〇号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市旭が丘二ノ一七ノ二
宇野徹治 外九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八一号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市安町二ノ五ノ一
四 横倉勝正 外九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八二号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市美山町二、一四四
瀬沼正明 外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八三号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市新町一ノ一三都営住
宅六二 西田和夫 外九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八四号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市橋原町一、四三三
ノ九 照屋初枝 外九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八五号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市川口町一、六九九
ノ六 清水賢二 外九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八六号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市日野六、二六〇 金
子道子 外九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八七号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都昭島市福島町一、〇一一
名取幸路 外九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八八号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市小宮町一、〇二七
大堀和夫 外九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四八九号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願(二通)

請願者 東京都日野市日野台四ノ一八ノ六
湯沢進 外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九〇号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都町田市上小山田町一、五七
四 田中一郎 外九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九一号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市初沢町一、三八九

加藤八重子 外九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九二号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 山梨県大月市富浜町三、一四一
山田好照 外九名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九三号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市高幡六五 小川芳子
外九名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九四号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市曉町一ノ二五ノ五
馬場美津子 外九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九五号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都日野市日野七、七七三 山
本紀子 外九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九六号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都立川市錦町五ノ五ノ二三
金子稔 外九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九七号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都八王子市片倉町三、〇〇一
柿沢重利 外九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第四九八号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市岡田町三四七ノ一〇
河野和浩 外七百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五三二号 昭和五十七年一月二十八日受理
税制改革に関する請願

請願者 福岡県柳川市稻荷町一五七ノ二
江口典司 外九十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五四一号 昭和五十七年一月二十八日受理
たばこ及び塩の専売制度維持に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
内 中田武雄
紹介議員 鈴木 正一君
たばこ及び塩の専売制度は、創設以来国民生活の
安定向上と産業経済の発展はもとより、国等の財
源確保に大きく貢献してきており、専売制度が廃
止された場合、国民生活及び産業経済に与える影
響ははかり知れないものがある。よつて、日本専
売公社の役割、使命等を十分考慮し、今後とも現
行制度を維持するよう強く要望する。

第五四二号 昭和五十七年一月二十八日受理
北海道東北開発公庫の存続等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
内 中田武雄
紹介議員 鈴木 正一君

北海道東北開発公庫は、北海道、東北地方の開発資金の融通を担う専門の金融機関として設立以来、当地方の振興、開発と中小企業をはじめとする地域産業の育成に大きく貢献している。しかるに、近時、北海道東北開発公庫の整理統合が伝えられているが、今後とも、我が国の均衡ある発展を図り、定住構想を実現させるため、当地方の開発整備を積極的に進める必要がある、これを金融面から担う同公庫の役割は極めて重要である。よつて、北海道東北開発公庫を存続し、その機能を更に拡充するよう強く要望する。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に四百九十二億二千七百七十七万二千円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合

合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六條第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（案）

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十六年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四條第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の要因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九

号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十二億円である。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、税制改革に関する請願（第五五二号）（第五五四号）（第五五五号）（第五五六号）（第五五七号）（第五五八号）（第五五九号）（第五六〇号）（第五六一号）（第五六二号）（第五六三号）（第五六四号）（第五六五号）（第五六六号）（第五六七号）（第五六八号）（第五六九号）（第五七〇号）（第五七一号）（第五七二号）（第五七三号）（第五七四号）（第五七五号）（第五七六号）（第五七七号）（第五七八号）（第五八四号）

（第五九二号）（第五九三号）（第五九九号）（第六二二号）（第六四二二号）（第六六四号）（第六六八号）（第六七〇六号）（第六七一一号）（第六七三三号）（第六七五号）

第五五二号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 愛知県豊田市中林町六ノ七二山

紹介議員 口圭介 外百十九名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五四号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町三六片

紹介議員 岡章吉 外千二十九名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五五号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市南区小磯町二ノ三五 田辺

紹介議員 一郎 外八百二十四名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五六号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町館谷一三

紹介議員 一ノ五 清水清治 外九名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五七号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都町田市常盤町三、二二七

紹介議員 杉田貞夫 外九名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五七号 昭和五十七年一月二十九日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都町田市常盤町三、二二七

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五八号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市下恩方町一、六四
四ノ八 柳沢薫 外九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五五九号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市高幡五三〇 川辺由
之 外九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六〇号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市柴町二ノ一八ノ一七
脇和人 外九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六一号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市中野上町三ノ二〇
ノ八 菅原健一 外九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六二号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願(一通)
請願者 岡山県倉敷市中島一、五九九 林
栄一 外百九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六三号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都多摩市和田三ノ五ノ一 浅

野勇 外九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六四号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野一、四六四ノ三
井上芳行 外九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六五号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市高倉町二三 寺野
段進二 外九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六六号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野五、九八〇 鈴
本和徳 外九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六七号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市長沼町一、二四六
ノ一ノ八一 天野正 外九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六八号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市高倉町一ノ一〇
小出一 外四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五六九号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市大南五ノ五四ノ
一 高橋昇一 外八名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七〇号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市大和田町五ノ一八
ノ五 高木守 外九名

紹介議員 日黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七一号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市日野二、九九二 松
藤弘 外九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七二号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都日野市新町二ノ一三ノ二一
山口昭 外九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七三号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都八王子市千人町四ノ六ノ二
六 宮崎義隆 外九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七四号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都田無市谷戸町三ノ二〇ノ二
五 半沢としよ 外九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七五号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県浦和市田島四、四〇二ノ八
ノ二〇四 森好孝 外九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七六号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都昭島市郷地町七六八ノ一四
ノ一一〇 佐藤芳太郎 外九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七七号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都青梅市沢井一ノ二三七 高
橋三重子 外九名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五七八号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都杉並区堀ノ内三ノ四、九一
九 小竹謙三 外九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五八四号 昭和五十七年一月二十九日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県防府市大崎三七八 河村祐
次 外五百二十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五九二号 昭和五十七年一月三十日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市東区尾長町七四一ノ一 児玉武 外八百名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五九三号 昭和五十七年二月三十日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成四ノ五ノ一三ノ二〇一 高田和幸 外四千九百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第五九九号 昭和五十七年二月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 秋田市飯島穀丁二一ノ一〇 杉原利治 外九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六二二号 昭和五十七年二月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県東広島市八本松町正力四四ノ二四〇 児玉義夫 外八百五十三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六四二号 昭和五十七年二月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山四ノ三二ノ二 尾崎研一 外九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六六四号 昭和五十七年二月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 香川県高松市東前田 横岡茂 外

百三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六六八号 昭和五十七年二月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町七ノ六ノ一七 富樫幸夫 外七百八十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七〇六号 昭和五十七年二月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市野町六六三ノ七九 田中久美子 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七一一号 昭和五十七年二月四日受理

税制改革に関する請願

請願者 神戸市灘区篠原本町五ノ三ノ四 吉田景春 外四百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七一三号 昭和五十七年二月四日受理

税制改革に関する請願

請願者 宮城県角田市岡深山三ノ一 藤島烈 外四千九百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七一五号 昭和五十七年二月四日受理

税制改革に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町横辺田五六八 山下千賀良 外九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

二月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆) (予備審査のための付託は二月十日)

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は二月九日)

昭和五十七年二月二十二日印刷

昭和五十七年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 太蔵省印刷局